

(仮称) 能代山本広域風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和2年8月

白神ウインド合同会社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解.....	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年 6月 19日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和2年 6月 19日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1(1)～(2)]

- ・北羽新報
- ・秋田魁新報

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2(1)～(3)]

- ・広報のしろ 6月号 P4
- ・広報はっぼう 6月25日号 P3～4

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙2(4)～(7)]

- ・八峰町ホームページ
- ・大森建設(株)ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 3 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・ 八峰町役場企画財政課
(秋田県八峰町峰浜目名潟目名潟 1 1 8)
- ・ 能代市役所本庁舎行政情報コーナー
(秋田県能代市上町 1-3)
- ・ 能代市向能代地域センター
(秋田県能代市向能代上野越 8 3)
- ・ 大森建設(株)能代本社社屋
(秋田県能代市河戸川北西山 4 8-1)

② インターネットの利用

[別紙 2(5) ~ (7)]

大森建設(株)ホームページに準備書の内容を掲載した。

<http://www.om346.co.jp/>

(4) 縦覧期間

令和 2 年 6 月 19 日 (金) から令和 2 年 7 月 20 日 (月) までとした。

縦覧時間はいずれも、土・日・祝日を除く開庁時、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 20 名であった。

(内訳) 八峰町役場企画財政課	1 名
能代市役所本庁舎行政情報コーナー	18 名
能代市向能代地域センター	1 名
大森建設(株)能代本社社屋	0 名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1(1)～(2)]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和2年7月4日(土)10時00分から12時15分まで
- ・開催場所：峰浜地区文化交流センター「峰栄館」(八峰町峰浜田中字野田沢20-1)
- ・来場者数：22名

- ・開催日時：令和2年7月4日(土)15時00分から18時30分まで
- ・開催場所：能代市文化会館 中ホール(能代市追分町4-26)
- ・来場者数：32名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 3~4]

(1) 意見書の提出期間

令和2年6月19日（金）～令和2年8月4日（火）午後5時までの間
（郵送またはFAX）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は20通であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は73件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>農業、環境の変化も調査項目に追加を。 「荒巻」の予定地を本日観覧した。農作業中のA氏と会話した。私見を記す。 風車の風上と風下で、環境がどう変わる傾向があるものか？類似例を知りたい。 A：気温、湿度、風向、風量、積雪、降雨帯など</p> <p>B：植物の生育特性変化（品種、成育速度、条件など）</p> <p>C：地中微生物や小動物の種類、数の変化 以上ノーベル賞大村智博士の講演で興味を抱いているが、見当がつかない。周辺者から質問されている。 目安や専門家予想を、風車設置に当たり示して欲しい。</p>	<p>下記のとおり、回答いたします。なお、頂いたご意見中、プライバシー保護の観点で、個人名を記載されている箇所をAと記載させていただきました。</p> <p>A：「風力発電導入のガイドブック」（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、2008年）によると、風力発電機の風下方向に10D（D：ロータ直径）の範囲において、上空では風況の乱れが生じることが示されております。また、「風力発電による局地風「清川ダシ」への影響」（菊池立、他、2013年）によると、風力発電機の風下側の風速が小さくなる事例が示されています。国内外で多数の風力発電所が稼働しておりますが、現段階において、上述に示した知見以外に各種気象要素に変化が生じたか、知見は得られておりません。</p> <p>B：風力発電機の設置により日陰となる部分はタワーの部分のみとなり、また、時間、季節により影は移動するため植物の生育への大きな影響はないものと考えられます。</p> <p>C：海外での事例では、風力発電施設の設置前後での小型哺乳類の個体数には明白な影響はなかったこと*1が報告されています。</p> <p>*1 de Lucas, M., Janss, G. & Ferrer, M. A (2005) A Bird and Small Mammal BACI and IG Design Studies in a Wind Farm in Malpica (Spain). Biodiversity & Conservation 14, 3289-3303.</p>

(意見書 2)

No.	一般の意見	事業者の見解
2	<p>工事前に遺跡発掘が必要です。 比八田 2 の現地を本日確認所、支柱の南東 20m 地点（畑畔地）で「縄文土器片」を発見し、同行者（A 氏）が保管した。</p> <p>比八田 1・2 の一帯は古代遺跡に指定されており、農地開発工事の際に土器や製鉄滓が大量に出土した。 （B 先生が個人的に地主と共に調査した場所？） 風車工事用道路を含め、遺跡調査を望む。その際に過去の反省から、工事目的だけの極所の形式的な発掘でなく遺跡一帯（竹生川中流南岸の古代遺跡群）の公的発掘事業として予算、人員を立てて欲しい。 発電事業だけのテーマではありません。</p>	<p>遺跡の試掘調査については法令に基づいて能代市に依頼をしており、遺跡の存在については確認済みです。</p> <p>この後は文化財保護法第 93 条の土木工事等のための発掘に関する届出を行い、秋田県の指示に基づき適切に対応します。本調査が必要になった場合には改めて能代市に依頼することになります。</p> <p>結果については、法令に基づき市町村が報告書として刊行する予定と伺っております。</p> <p>※頂いたご意見中、プライバシー保護の観点で、個人名を記載されている箇所を A 及び B と記載させていただきました。</p>

(意見書 3)

No.	一般の意見	事業者の見解
3	<p>①市民にとって健康、自然環境、景観破壊など、デメリットとなる問題について、信頼できるアセスメントとなっていない。</p> <p>イ. 騒音、超低周波音について、健康不調について、実際のデータを基にしていないということと、洋上風力発電と共鳴、共振し増幅することが考慮されていない。これは（個人差があるかもしれないが）、1 人でも被害者を出してはならない。</p> <p>ロ. 現在、騒音、超低周波音について知見がないというのなら、計画中に風車立地場所及びその周辺に「現在値」と比較できる（稼働中と）モニタリング計測器を設置していただきたい。それでこそ、大森社長が答弁した“補償する”ということが明確になる。責任を取る根拠になるからである。</p>	<p>①本事業の環境アセスメントについては、これまで得られている知見や有識者のヒアリングを踏まえ、環境への影響を調査、予測及び評価しており、妥当性が担保されていると考えておりますが、今後、秋田県や国の審査を受ける中で、予測結果が妥当なものかしっかりと確認してまいります。</p> <p>イ、ロ：下記のとおり、環境省が調査した健康影響の調査結果を踏まえ、本事業の影響について予測を実施いたしました。</p> <p>環境省では「風力発電施設等による低周波音の人への影響評価に関する研究」において、苦情があった箇所を含む既設風力発電所、全国 29 か所 164 地点において騒音及び超低周波音の測定調査を行い、風車から発生する音と健康影響の関連について検証を行いました。本調査結果によると風車から発生する騒音については、耳に聞こえるレベルであり、苦情の発生の原因になっていることが示されました。一方、超低周波音については、調査した全地点において、人に知覚されるレベルではありませんでした。これらの調査結果を踏まえ、「風力発電機から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）において「指針値（残留騒音+5dB、もしくは各種下限値）」が示されました。本事業の風力発電機稼働時の騒音の予測値については、上記の指針値との比較を行い、予測結果が指針値を満足していることを確認しております。一方、超低周波音については、上述に記載した報告書の結果を踏まえ、環境省では、「超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」と見解を示しておりますが、ご地域の方々のご懸念を踏まえ、超低周波音についても準備書において予測を行い、「超低周波音を感じる最小音圧レベル」、「建具のがたつきが始まるレベル」及び「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較を行いました。その結果、予測結果は各種レベルを満足する結果となっております。</p>

	<p>ハ. 農山漁村振興対策としての事業だと言うが、具体的にどのような振興策が見えない。それは、市、町におまかせになっていないか。市、町はやたら期待を持たせているがデメリットが大きいのではないか。作った電気を直接還元するならまだ解るが、やがてやがていいことありますよ では信用できない。</p> <p>ニ. 日本の渡り鳥の二大ルートの中の 1 つ、日本海ルートの中の鳥類の渡りについて、ほとんど評価がないのは全く不真面目というしかない。国際的な大問題にもなる視点がない。早急にアセスメントに加えるべき。</p> <p>ホ. 世界自然遺産白神山地と風車の林立（乱立）、洋上と陸上と出来たら自然遺産登録は抹消されかねない問題です。 高さ、羽根の大きさ、大問題です。 こうして考えると、はたして再生可能エネルギーだからといって、この計画を許していいかどうか、むしろ反対しなければいけないと考えるに至りました。 先日、大森社長はこの地域の風は“やっかいもの”と言いました。確かに冬期の海からの風は災いをもたらすかもしれないが、四季折々の故郷の風景の 1 つであり、その中で祖先から引き継いできた生活があり、共有してきたものです。“やっかいもの”で商売するのはいかにかなものなのでしょうか。住民の財産であることを忘れないでいただきたい。住民に災禍をもたらす事業はしないでいただきたい。と切望します。</p>	<p>なお、周辺に計画される洋上風力については、本事業よりも後発案件であり、事業計画の熟度も高くなく、風車から発生する騒音及び超低周波音のレベルについて確認ができないため、予測の対象としておりませんが、周辺の陸上案件については、他事業の発電所も加味して騒音及び超低周波音の予測を実施しております。</p> <p>上述のとおり、環境省の調査で得られた知見も踏まえ、本事業の騒音及び超低周波音の影響について、予測及び評価を実施しており、予測値が各種指針値等を満足する結果となっていることを確認しておりますが、万一、事業稼働後に風車から発生する音が原因で問題が生じた際は、真摯に対応してまいります。</p> <p>ハ：現在、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき、能代市が協議会を設立して本事業の農業との共存共栄等の振興策について農地協議が進められています。具体的な内容はこれからの協議にて決定されます。 また、これ以外にも、本事業で地域貢献を実施すべく検討しております。</p> <p>ニ：渡り鳥について、着目すべき種群として、有識者の助言を得て現地調査を実施いたしました。その結果は、準備書 p.978～1189 にお示しいたしました。渡り鳥にかかる影響予測についても p.1346～1368 にお示ししております。現地調査結果を踏まえ、ガン類等についても衝突リスク等を定量的に算出いたしました。また、渡り鳥への影響を小さくできるよう、風力発電機の設置基数削減や配置等の配慮をおこないました。稼働後においてもモニタリングを実施し、飛翔状況等を適切に把握してまいります。</p> <p>ホ：風力発電機の基数を削減することで、視認される風車の数を低減し、景観への影響の低減を図っております。地域資源である風を、地域の企業が主体となって、地域に還元し地域に貢献することにより、地域の皆様に喜ばれる事業となるよう努めてまいります。</p>
4	<p>②この事業に対して、能代市が 750 万円の出資金を出しました。市民の税金です。大森社長は「私から要求したものではない」と答えました。しかし、今後“市民ファンド”の名で資金調達することになる際、「能代市が出資」というのはばく大な宣伝効果をもたらす、資金調達が容易にすることになります。投資を促進することです。これには成功と失敗がつきものですが、メリットだけを宣伝して、この後住民に被害を及ぼすことのない様に責任ある行為をしていただきたい。</p>	<p>事業推進にあたっては、環境影響評価等で措置を講じ、影響を低減してまいります。万一、不測の事態が起きた場合には真摯に対応いたします。 また、市民ファンドは、地域への還元策の一つとして実施を計画しております。</p>

<p>又、今後、何らかの補償問題等、不測の事態が起きた時に、市として、出費を重ねることは絶対あってはいけないことであり、市民として許さないということを伝えておきます。</p> <p>これはアセスメントとは違いますが、今後、貴社の事業が進むにあたり、考慮していただきたく記入いたしました。</p>	
---	--

(意見書 4)

No.	一般の意見	事業者の見解
5	<p>内陸部に大型風力発電機を設置することは以下の点から反対するものです。</p> <p>1. 集落から近く騒音、特に超低周波音の影響が考えられる。</p> <p>2. 風車の影の影響が広範囲におよぶ。</p> <p>3. 風車建設予定は渡り鳥及び野鳥の餌場になっており、バードストライクが多発する可能性がある。</p> <p>4. 地域住民にとって大切な景観を一変させる。</p>	<p>1. 「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」及び「低周波音の測定方法に関するマニュアル」等を踏まえ、騒音及び超低周波音について、詳細に調査を実施いたしました。この調査結果を踏まえ、風力発電機稼働時の騒音及び超低周波音の影響を予測した結果、騒音については、環境省が示した「指針値(残留騒音+5dB、もしくは各種下限値)」を、超低周波音については、「超低周波音を感じる最小音圧レベル」、「建具のがたつきが始まるレベル」及び「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」を満足する結果であることを確認いたしました。この結果から、風力発電機稼働時の騒音及び超低周波音の影響は低減が図られておりものと考えておりますが、万一、事業稼働後に風車から発生する音が原因で問題が生じた際は、真摯に対応してまいります。</p> <p>2. 準備書 p706 のとおり、風車の影が発生する時間帯が限定的です。さらに天候が曇りの際は風車の影は発生しません。準備書の結果も踏まえ、風力発電機に日射センサーを取り付け、晴天時で風車の影が影響する可能性のある、時間帯および方位の際は風車を一時停止して抑制することを検討しております。事業稼働後に、風車の影の発生状況の確認や地域の方へヒアリングを実施し、個々の状況により必要に応じて稼働調整等スケジュール見直し等のさらなる保全措置を検討いたします。</p> <p>3. 渡り鳥及び野鳥への影響について、配慮書~準備書に至る事業計画の検討経緯の中で、基数を大幅に削減したことで、変更による採餌環境を含む生息環境の減少・喪失に係る影響は小さくなり、加えて、風力発電機を東西に一直線に壁のように風車を設置することを避けたことで、鳥類の移動経路の遮断・阻害に係る影響の低減が図られるものと予測いたしました。しかしながら、それら予測結果には不確実性が伴うことから、風力発電機が建設された後もバードストライク及びガン類等の渡り鳥の移動経路や生息状況を確認するための事後調査を行い、風力発電機稼働後の渡り鳥の行動についても把握してまいります。</p> <p>4. 配慮書~準備書に至る事業計画の検討経緯の中で、基数を大幅に削減したことで、景観への影響にも可能な限り、配慮してまいりました。全ての地域から風車を不可視とすることは回避できない点は、何卒ご理解くださると幸いです。</p>

(意見書 5)

No.	一般の意見	事業者の見解
6	<p>(総括的意見)</p> <p>本事業は再生可能エネルギーの導入・普及に資するものと思われるが、沢山の企業が参入する事態となっている、また秋田県衛生生活環境、景観、を保持する上で、これ以上の開発行為は容認出来ない、自然環境を破壊し、住民の健康、生活を脅かすものは断じて拒否権を発動する、よって、下記に具体的な意見を示し、明確な熟考、答弁をお願いする意見書とする。</p> <p>1、秋田県内、能代山本の自然豊かな環境と安全な衛生環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要性があることを明確にし、方法書に記載すること。</p>	<p>1、本事業の方法書は、平成30年3月23日に公表し、同年9月18日に方法書に対する経済産業大臣勧告を受領し、方法書手続きを終了しております。方法書での経済産業大臣勧告の内容も踏まえ、今回、準備書を取りまとめ、1か月間縦覧いたしました。準備書 p1766、p1902 に記載したとおり、配慮書~準備書に至る事業計画の検討経緯の中で、基数を大幅に削減したことで、各種環境への影響に可能な限り配慮した事業計画を検討してまいりました。その上で、能代山本地域の広域的な再生可能エネルギーのまちづくりを大きく前進させ、さらなる地域活性化と雇用の創出を本事業で図っていく旨、準備書 p2 に記載しております。今後、作成する評価書においても引き続き、事業計画の検討経緯及び本事業の目的について、記載いたします。</p>
7	<p>2、事業実施にあたっては、「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(2017年3月資源エネルギー庁)に基づき、地域住民や自治体等とコミュニケーションを図り、理解を得る、完全なる秋田県民、関係する能代山本の住民の理解を得る、理解を得るまでは何度でも解決の為、ディスカッションやコミュニケーションをとる事を必須とする。</p>	<p>2、環境影響評価における法定説明会以外に、事業地周辺の34自治体に個別の事業説明会の開催について自治会長様に事業概要の資料により概略説明をしながら説明会開催を申し入れしました。各自治体様からは回覧用や配付用資料提供または戸別配布の依頼がありました。現在まで21自治体へ説明会を行ってご理解を深めてまいりました。今後も、ご理解を得られるようコミュニケーションを図ってまいります。</p>
8	<p>3、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び関連附属設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造、配置、又は位置、規模(以下「配置等」という。)の検討にあたっては、計画段階配慮事項に掲げた各事項に係わる環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画に反映させるとともに、検討の経緯をあきらかにし、住民等に提示すること。</p>	<p>3、準備書 p1900~1902 のとおり、配慮書における検討結果を整理した上で、方法書の事業計画へ反映し、検討の経緯を上記のページに記載しております。さらに、方法書~準備書の検討経緯についても準備書 p1766 に記載の上、その内容を1か月間、縦覧いたしました。</p>
9	<p>4、個別的事項で述べる各項目に対する影響を回避又は十分に低減出来ない場合は、対象事業実施区域の見直し又は取り止めをも考慮すること。</p>	<p>4、準備書 p1900 に記載したとおり、動物(鳥類)への重大な影響を回避又は低減するため、配慮書で計画していた「浅内鶴川エリア」を対象事業実施区域から除外いたしました。さらに、騒音及び超低周波音、風車の影への影響を回避又は低減するため、対象事業実施区域の大幅な絞り込みも行ってまいります。</p>
10	<p>5、環境保全措置の検討にあたっては、同様の事業、または陸上風力発電設備等、及び配置等で公開されている事後調査結果等を参考にして、環境影響の回避、低減、又は事業撤回を優先的検討し、代償措置を最優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>5、準備書に記載した各種環境保全措置については、これまでに公開された陸上風力発電事業等も参考にしております。環境保全措置については、環境影響の回避、低減を優先的に検討し、代償措置を最優先的にしない検討をいたしました。</p>
11	<p>(個別的事項)</p> <p>秋田県能代市周辺はかなりの騒音、低周波、電磁波に暴露されている地域であり、また火力発電所3基、バイオマス発電所、旧産業廃棄物処理施設及び送配電鉄塔網、及び変電所等が縦横無尽にあります、これらからの影響を考慮、加味したうえでの意見となります。</p> <p>1、騒音、低周波音等及び風車の影</p> <p>事業実施想定区域の海岸周辺には、複数の住居、公共施設、工場等があり工事中及び供用時における騒音、低周波音、振動、並びに供用時における風車の影、フリッカー及び海面変動波動干渉に対する電波障害等など住民の生活環境影響が懸念される、「風力発電施設</p>	<p>1、騒音及び超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」及び「低周波音の測定方法に関するマニュアル」等を踏まえ、詳細に調査を実施いたしました。予測について、騒音では「ISO9613-2 野外における音の伝播減衰-一般的計算方法」という計算式を使用し、地面の吸収や地形の回折による影響を受けやすい騒音の特性を考慮した予測を行っております。一方、超低周波音では「点音源の距離減衰式」という計算式を使用し、地面の吸収や地形の回折による影響を受けにくい知見を考慮して予測を行いました。騒音及び超低周波音の予測結果については、後述のとおり、各種指針値等を満足する結果となっており、生活環境への影響は低減が図</p>

<p>設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）、各市町村への参照値、及び最新の報告、や知見等に基づき適切な現地調査、及び数式、数字等で予測を行い、その結果をふまえて、風力発電設備等を住居から隔離する、騒音等やフリッカーによる生活環境影響を回避する、それらが出来ないときは事業廃止の決断をすること。</p> <p>A 住民に対して、騒音、低周波の影響がないことを、最近の論文や知見などで示すこと。</p> <p>B 能代市は全国でも 1、2 を争うがん死亡率が高い所である、(諸外国では減っているのに)、これから先、風力発電設備等が稼働したときに、増加傾向にはならないか懸念される、また、人口減少市町村なので、工事中や稼働時には人口減少傾向を示さないか今後の見通しを示して頂きたい。</p>	<p>られていると評価しております。風車の影について、他事業の陸上風力案件の国等での審査内容も踏まえ、安全側の予測である実気象を考慮しないケースと合わせて、実気象を考慮するケースについても予測を行い、その内容を準備書に記載いたしました。風車の影については、環境保全措置として、風力発電機に日射センサーを取り付け、晴天時で風車の影が影響する可能性のある、時間帯および方位の際は風車を一時停止して抑制することを検討しております。さらに、風力発電機稼働後は、事後調査を行い、風車の影の発生状況をしっかりと把握してまいります。電波障害について、事前に影響が予測される場合は、アンテナの向き調整や新規設置等の対応を実施いたします。事業稼働後に影響が生じた場合も同様の対応を講じてまいります。</p> <p>A：環境省では「風力発電施設等による低周波音の人への影響評価に関する研究」において、苦情があった箇所を含む既設風力発電所、全国 29 か所 164 地点において騒音及び超低周波音の測定調査を行い、風車から発生する音と健康影響の関連について検証を行いました。本調査結果によると風車から発生する騒音については、耳に聞こえるレベルであり、苦情の発生の原因になっていることが示されました。一方、超低周波音については、調査した全地点において、人に知覚されるレベルではありませんでした。これらの調査結果を踏まえ、「風力発電機から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）において「指針値（残留騒音+5dB、もしくは各種下限値）」が示されました。本事業の風力発電機稼働時の騒音の予測値については、上記の指針値との比較を行い、予測結果が指針値を満足していることを確認しております。一方、超低周波音については、上述に記載した報告書の結果を踏まえ、環境省では、「超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」と見解を示しておりますが、ご地域の方々のご懸念を踏まえ、超低周波音についても準備書において予測を行い、「超低周波音を感じる最小音圧レベル」、「建具のがたつきが始まるレベル」及び「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較を行いました。その結果、予測結果は各種レベルを満足する結果となっております。上述のとおり、環境省の調査で得られた知見も踏まえ、本事業の騒音及び超低周波音の影響について、予測及び評価を実施しており、予測値が各種指針値等を満足する結果となっていることを確認しておりますが、万一、事業稼働後に風車から発生する音が原因で問題が生じた際は、真摯に対応してまいります。</p> <p>B：国立がん研究センターHPによると、癌の粗罹患率の増加は、高齢化が大きな要因となっていることが示されております。なお、風力発電機が癌の罹患率を高めることに関する知見は確認されていません。ご地域の今後の人口増減に関しては、様々な要因で変容するものと考えているため、一概に今後の見通しはお示しできませんが、本事業により、能代山本地域の活性化と雇用の創出に貢献できるよう、努める所存です。</p>
--	--

	<p>C 風力発電設備等での健康事故被害が明らかになった場合、責任の所在を明確にするとともに、治療にいたるまで確実な担保、と再発防止への確実な担保を掲示すること。不定愁訴など発症した偽患者には、これらに対処できる認定可能診療所、認定可能保健所、認定可能専門病院、認定専門医師の確保をしておくこと。</p>	<p>C：Aの見解で記載したとおり、騒音及び超低周波音の予測結果は指針値等を満足していることから、影響について低減が図られているものと考えておりますが、万一、事業稼働後に問題が生じた際は、早急に原因を調査の上、風力発電機が原因と判明した場合は、誠心誠意対応の上、再発防止に努める所存です。風力発電機が原因で健康被害が生じたと判明した場合は、専門家とも相談の上、しかるべき対処を講じてまいります。</p>
<p>12</p>	<p>2、動物、鳥類等、魚類等、 事業実施想定区域及びその周辺では、希少猛禽類、コウモリ類、海鳥、渡り鳥等が確認されている、本事業の実施により、風力発電設備へのバードストライク、バッドストライク、移動経路の阻害等による海鳥、渡り鳥等の影響が懸念される、適切な調査、報告等を吟味し、その懸念を払拭するべく、環境保全措置を講じなければならない、もし、保全措置が不可能ならば、即刻、事業を中止してもらいたい。</p> <p>D すでに稼働中の風力発電設備等からは、事後調査の報告が国に送致されている、これらをもとに、これからの動向に注視されたい。</p> <p>E 最近の電中研の論文で“海鳥、山鳥等に約80%程度の影響がでる”とあります、また、火力発電所の最近の鳥類等の繁殖や巣作りがほとんど無くなったとの報告があります、鳥類等がいなくなれば、その次は住民である人間がいなくなる可能性があるかもしれない、影響が出るかもしれない、この住民にたいしてどう考えるか、影響を0%に出来なければ即刻、事業実施を停止、廃止してもらいたい。また、工事中の海中への影響、ハタハタなどの漁獲等、また国定公園を近く持つ景観等はどうなるのか、熟慮に熟慮を重ねて検討頂きたい。影響を0%に出来なければ即刻事業実施を停止、廃止してもらいたい。</p>	<p>2、本事業では、配慮書～準備書に至る事業計画の検討経緯の中で、基数を大幅に削減したことで、各種環境への影響に可能な限り配慮した事業計画を検討してまいりました。この事業計画の縮小により、改変による生息環境の減少・喪失に係る影響は小さくなり、加えて、風力発電機を東西に一直線に壁のように風車を設置することを避けたことで、渡り鳥等の移動経路の遮断・阻害に係る影響の低減が図られるものと予測いたしました。しかしながら、それら予測結果には不確実性が伴うことから、風力発電機が建設された後もバードストライク、バッドストライク及びガン類等の移動経路や生息状況を確認するための事後調査を行い、風力発電機稼働後の渡り鳥の行動についても把握してまいります。事後調査の結果、著しい影響が明らかとなった場合は、有識者へも相談の上、追加的な保全措置を検討してまいります。</p> <p>D：ご指摘のとおり、すでに稼働中の風力発電所の中には、事後調査結果を公表している事業もあり、今後も事後調査結果を公表する事業も増えるものと予想しておりますので、今後の動向に注視してまいります。</p> <p>E：構造物を設置するものですので、動植物や景観についても全く影響を及ぼさないようにすることは事業特性上、不可能であると考えております。なお、工事はすべて陸域であることを踏まえると海中への影響は小さいと考えます。 動植物等については、現地調査を実施し、当該地域に生息・生育する種の状況を把握いたしました。その結果を踏まえ、極力影響が低減できるよう事業計画や環境保全措置を検討してまいりました。建設工事中や稼働後においても、猛禽類や渡り鳥等の生息状況をモニタリングし、状況を把握してまいりたいと考えております。</p>

(意見書 6)

No.	一般の意見	事業者の見解
13	1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	ご意見の内容は、要約せず、全文掲載の上、各ご意見について、それぞれ回答いたしました。ご意見の順番も並び替えておりません。
14	2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？	カットイン風速未満であってもブレードは回転いたします。
15	3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？	メーカーからはカットイン風速は変更可能であると聞いておりますが、後述の見解のとおり、音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の 45～50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置については、上述のように事後調査結果を踏まえ、適切に検討してまいります。
16	4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	上記の設定変更によりフェザリング状態に実行できますが、後述の見解のとおり、音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の 45～50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置については、上述のように事後調査結果を踏まえ、適切に検討してまいります。
17	5. 本事業は風力発電事業だが、影響予測に「風速とコウモリの活動量の相関」を一切反映しない合理的理由は何か？	風速とコウモリの通過事例数との解析結果について、p.802～815 に記載しております。また、p.368 の有識者のコメントにもあるように、カットイン風速以下での通過事例数は全数の 45～50%ほどとなっており、現時点で衝突リスクの低減が図られていると考えております。このことを下地として予測を行ってまいりましたが、ご指摘を踏まえ、上述の内容についても影響予測で記載するようにいたします。
18	6. 既存の科学的知見によればバットストライクは大量に発生している P1402 事業者は「既存の科学的知見が少なく予測には不確実性がともなっているから」（適切な保全措置をせずに）「事後調査して、著しい影響が生じると判断された場合には効果的な保全措置を検討する」と記載しているが、近年、国内外の風力発電施設では、バットストライクの研究は盛んに行われており「科学的知見は少ない」とは言えない。よって「既存の科学的知見が少なく予測には不確実性がともなう」は誤謬であり、「不適切な記載」である。 国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと「容易に予測される」。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」	ご指摘にあるようにバットストライクについては国内の風力発電所でも報告されており、本事業においてもバットストライクが生じるリスクはあると考えます。一方で、音声モニタリング調査の結果に基づき、通過事例数と衝突数等の実態を明らかにした例はなく、科学的な知見が不足しているのも事実だと考えます。本準備書では、既設の風力発電機の本セル付近でのコウモリの通過事例数と衝突数を用いて衝突リスクを算出するなどの取り組みを行ってまいりました。本事業の事後調査でも、音声モニタリング調査と死骸調査をあわせて実施し、通過事例数と衝突数の実態を把握してまいりたいと考えております。その結果、著しい影響が生じると判断された場合には、調査結果等を踏まえ、効果的な環境保全措置を講じることで、影響低減を図ってまいります。

	<p>(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)、9-11,2017)</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道</p>	
19	<p>7. P1248 ヒナコウモリ科の一種及び 10~30kHz の種群への予測結果(ブレード、タワーへの接近接触)について</p> <p>「1 通過事例あたりの衝突確率は 0.025%と推定された。(中略)衝突確率は低く、影響は小さい(後略)」とある。しかし P761 をみると 10~30kHz の通過事例は『合計 365,377 回』とあるので、『衝突確率 0.025%』(これは調査員の見落とし率や死骸消失率を一切考慮していないので、過小評価だが)単純に計算すれば年間 91.3 個体、20 年間で 1,826 個体ものコウモリが死ぬ計算だ。1,826 個体も殺して、なぜ「影響は小さい」と言えるのか、その理屈が全く理解できないので「衝突確率 0.025%で 20 年間で 1,826 個体を殺すが影響は小さい」とした科学的根拠を「丁寧に」説明せよ。</p>	<p>算出した衝突確率については、1 通過事例における衝突確率(%)です。通過事例数は個体数ではありません。従い、死骸個体数を算出できるものではないと考えます。</p> <p>衝突確率自体は 0.025%と一般的に小さいと考えますが、影響予測でも触れておられますとおり、当該地域に生息する当該種群の個体数は不明であり、予測には不確実性を伴っていると考えております。事後調査において音声モニタリング調査と死骸調査を実施し、衝突実態を把握し、その結果、著しい影響が生じると判断された場合には、調査結果等を踏まえ、効果的な環境保全措置を講じることで、影響低減を図ってまいります。</p>
20	<p>8. 事業者の調査結果から対象事業実施区域(ブレード回転範囲内)にコウモリ類が多数確認された。コウモリが死ぬのは明白である。なぜコウモリを殺す前から「効果的な保全措置」をしないのか。これ以上コウモリを殺すな。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の 45~50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置については、上述のように事後調査結果を踏まえ、適切に検討してまいります。</p>
21	<p>9. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の 45~50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置については、上述のように事後調査結果を踏まえ、適切に検討してまいります。</p>

	<p>必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report,Edward B.Arnett and Michael Schirmacher.2010</p>	
22	<p>10. 「手引き」には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」のP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。欧米の研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに判明している。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の45～50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置については、上述のように事後調査結果を踏まえ、適切に検討してまいります。</p>
23	<p>11. 環境保全措置は「コウモリを殺す前」から実施してほしい</p> <p>本事業者である「白神ウインド合同会社」及び委託先の「日本気象協会」は「<u>環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する</u>」つもりがない。</p> <p>上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」から必ず実施して頂きたい。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の45～50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置については、上述のように事後調査結果を踏まえ、適切に検討してまいります。</p>
24	<p>12. 「予測の不確実性」は保全措置をしなくてよい理由にならない1</p> <p>P1402 事業者は「既存の科学的知見が少なく予測には不確実性がともなっているから」（適切な保全措置をせずに）「事後調査して、著しい影響が生じると判断された場合には効果的な保全措置を検討する」と記載しているが、事業者のやろうとしているのは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。「効果的な保全措置」は「コウモリを殺す前」から実施して頂きたい。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の45～50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置については、上述のように事後調査結果を踏まえ、適切に検討してまいります。</p>
25	<p>13. 「予測の不確実性」は保全措置をしなくてよい理由にならない2</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p> <p>-----</p> <p>第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること</p> <p>-----</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の45～50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置については、上述のように事後調査結果を踏まえ、適切に検討してまいります。</p>
26	<p>14. 「予測の不確実性」は保全措置をしなくてよい理由にならない3</p> <p>P1402 事業者は「既存の科学的知見が少なく予測には不確実性がともなっているから」（適切な保全措置をせずに）「事後調査して、著しい影響が生じると判断された場合には効果的な保全措置を検討する」と、事後調査後に保全措置を先送りするという。なんという不甲斐なさだ。</p> <p>仮に「科学的知見が少なく」とも「定性的予測」であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライ</p>	<p>コウモリ類への影響はないといったことは影響予測に記載しておりません。また、音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の45～50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。</p>

	<p>クが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p>よって、本事業者らがなすべきことは、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」であろう。</p>	
27	<p>15. 「国内事例の数」は保全措置をしなくてよい根拠にならない</p> <p>前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）は実施しない（できない）」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は技術的に可能である。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の 45～50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置（適切な時期にフェザリングを行う等）については、事後調査結果を踏まえ、今後、適切に検討してまいります。</p>
28	<p>16. 「国内手法の確立」は保全措置をしなくてよい根拠にならない</p> <p>前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）を実施しない（できない）」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速を上げることと低風速時のフェザリング」はバットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。そもそも先行事例はあるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能である。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の 45～50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置については、事後調査結果を踏まえ、今後、適切に検討してまいります。</p>
29	<p>17. 「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」ではない</p> <p>事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。</p> <p>既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低風速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。</p> <p>事業者は「収益が減るからカットイン風速を上げるなどの保全措置を実施しない」つもりであろう。カットイン風速を上げるなどコウモリの保全措置に経済的コストが生じるのは避けられないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている（年間総出力の1%以下）</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の 45～50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置については、事後調査結果を踏まえ、今後、適切に検討してまいります。</p>
30	<p>18. コウモリ類の保全措置を「試験運転開始日から」実施すること1</p> <p>上記について事業者は、「予測に不確実性が伴うので、（カットイン風速の値を上げることやフェザリングの）保全措置は事後調査の後まで先延ばしにする」といった回答を繰り返すと思うが、保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の 45～50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置については、事後調査結果を踏まえ、今後、適切に検討してまいります。</p>

31	<p>19. コウモリ類の保全措置を「試験運転開始日から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺す」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べよ。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の 45～50%ほどとなっており、現時点で一定程度、衝突リスクの低減が図られていると考えております。さらなる保全措置については、事後調査結果を踏まえ、今後、適切に検討してまいります</p>
32	<p>20. 「事後調査」は信用できない 1 これまで縦覧された風力発電事業の事後調査報告書を読んだが、多数のコウモリを殺したにもかかわらず、風発事業者が「追加的保全措置」を実施した事業は一つもない。なぜなら、日本のアセスにおける「事後調査」は、「事業者」及び「事業者が雇用した専門家等」の「一方的な主張が認められる仕組み」だからだ。「事後調査」は日本のアセス制度における最大の欠陥であり、法の「抜け穴」になっている。 P1402 事業者も「事後調査して、著しい影響が生じると判断された場合には効果的な保全措置を検討する」と書いているが、影響が生じても事業者が保全措置を実施する保証はなく、事後調査の判断は一切信用できない。</p>	<p>コウモリ類に係る事後調査については、準備書に記載いたしましたとおり、ナセル部における音声モニタリング調査と死骸調査を実施いたします。これらの調査の結果や専門家からの意見を踏まえ、著しい影響が生じたと判断した場合には、得られた結果を鑑み、影響低減できる効果的な環境保全措置を講じてまいります。</p>
33	<p>21. 「事後調査」は信用できない 2 <u>①事後調査結果について住民は意見を出せない。</u> <u>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</u> <u>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が極めて高く、発信内容は事業者の言いなりで信用できない。</u> <u>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</u> <u>①～④の理由から、事業者の行う「事後調査」は一切信用できない。</u></p>	<p>コウモリ類に係る事後調査については、準備書に記載いたしましたとおり、ナセル部における音声モニタリング調査と死骸調査を実施いたします。これらの調査の結果や専門家からの意見を踏まえ、著しい影響が生じたと判断した場合には、得られた結果を鑑み、影響低減できる効果的な環境保全措置を講じてまいります。</p>
34	<p>22. 「著しい影響」とは何か。「著しい影響」の判断基準及び実施する「効果的保全措置」の内容を具体的に述べよ。</p>	<p>著しい影響について、現時点で明確な基準を設けているわけではありません。今後実施する現地調査結果や専門家等からの意見を踏まえ、検討してまいります。 また、効果的な環境保全措置については、飛翔が多くなる時期や死骸が確認された時期等の現地調査結果を踏まえ、カットイン風速をさらにあげること等を考えておりますが、最新の知見も鑑みながら総合的に検討する予定です。</p>
35	<p>23. 「順応的管理」とは何か？「順応的管理」の定義を詳細に述べよ。</p>	<p>順応的管理について、生態学事典（厳佐ほか,2003）を参照すると以下のとおりです。 個体数等が変動し続けることを前提にして、状況に応じて対応の仕方を変えることを順応的管理（adaptive management）という。</p>
36	<p>24. 「順応的管理」の管理計画が何も記載されていない。詳細に記載せよ。</p>	<p>予測の不確実性を認め、事後調査でモニタリングを行い、その結果に応じ、追加的な環境保全措置を行うことで、影響低減を図ってまいります。この内容について、準備書に記載しております。</p>

37	<p>25. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技術検定1級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。</p>	<p>死骸探索調査については、経験を積んだ調査員が対応するよう努めます。</p>
38	<p>26. 月2回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213.NEDO、2018.</p>	<p>1回あたりの調査日数を3日間程度とすることで、効果的に死骸調査ができると考え、事後調査計画をまとめております。事後調査としての死骸探索調査のほか、保守作業員等による調査も含め、頻度を高めて確認できるよう努めてまいります。</p>
39	<p>27. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること 事業者は「バットストライクの予測の不確実性（バットストライクがいつ、どれくらい発生するかわからない）」を根拠にし、保全措置をせずに事後調査をすると主張している。ならば、月によって、死骸探索の調査努力量に差があるのは矛盾があり納得がいかない。いわゆる「強い違和感を感じる。」コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週1回以上の頻度で4月から11月まで必ず実施すること。</p>	<p>現時点で月によって死骸探索の努力量に差をつける想定はありませんでした。死骸探索調査の頻度については、準備書に記載している回数よりも高められるよう努めてまいります。</p>
40	<p>28. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014”EUROBATS Publication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>事後調査として記載しておりますとおり、ナセルでの音声モニタリング調査を予定しております。</p>

(意見書7)

No.	一般の意見	事業者の見解
41	<p>1. 「再生可能エネルギー」と銘打って錦の御旗を掲げ、自然豊かな能代山本地方に巨大なる風車群を建設することには事業者の事前説明を聞いて納得できるものではありません。まずもって風車建設ありきで物事が進んでいるように思えます。もっと、地元に住んでおる住民と膝を付き合わせての話し合いが必要かと思えます。</p>	<p>1. 環境影響評価における法定説明会以外に、事業地周辺の34自治会に個別の事業説明会の開催について自治会長様に事業概要の資料により概略説明をしながら説明会開催を申し入れしました。各自治会様からは回覧用や配付用資料提供または戸別配布の依頼がありました。現在まで21自治会へ説明会を行ってご理解を深めてまいりました。今後も、ご理解を得られるようコミュニケーションを図ってまいります。</p>

<p>2.洋上風力発電に関しては能代～八峰町にかけての海岸線に沖合わずか2.4 kmと距離的に近い場所に高さ200mを超える風車群を立てる計画とか。せめて10海里(18 km以上)沖合に変更していただきたい。</p> <p>3.決して風力発電に100%反対しておるものではありません。20年後風力発電を誘致して良かったと言えるような自然と人間の共存・共栄しておる地域の良い見本を示せる能代山本であってほしい。</p> <p>その為にも全てにおいて、慎重に物事を進めていただきたい。無理を押して物事を決めてしまうと、必ずやそのつけが地元住民に回ってきますヨ。</p>	<p>2. 洋上風力発電は、他事業者様の計画であります。</p> <p>3. 地域との共存共栄は本事業の目標であり、その実現のため事業推進の検討を行い、地域の皆様に喜ばれる事業となるよう努めてまいります。</p>
--	--

(意見書 8)

No.	一般の意見	事業者の見解
42	<p>1 風車建設について住民への説明が一部の人のみしか行われていない。住民、介護施設(落合、峰浜)、農家等で建設計画を知らない人が非常に多い。</p>	<p>環境影響評価における法定説明会以外に、事業地周辺の34自治会に個別の事業説明会の開催について自治会長様に事業概要の資料により概略説明をしながら説明会開催を申し入れしました。各自治会様からは回覧用や配付用資料提供または戸別配布の依頼がありました。現在まで21自治会へ説明会を行ってご理解を深めてまいりました。今後も、ご理解を得られるようコミュニケーションを図ってまいります。</p>
43	<p>2 シャドーフリッカー、騒音、低周波音、超低周波音 風車の稼働により、影のかかる可能性のある住宅が1,236戸、配慮の必要な施設が6施設とある。影響があるのであれば設置はできない。シャドーフリッカーによる頭痛等の健康被害は環境省も認めている。アセスでの内容は限定された条件下での予測される数値であり、実際の状況とはかなりかけ離れたものになる。騒音一つをとっても風速、風向で雲泥の差となる。市民、町民が今現在住んでいる場所での生活で制約を受けたり、負荷がかかるようなことがあってはならない。 農地で農家は3,4,9月は5時から19時まで、5,6,7,8月は4時から20時まで農作業をする。10,11月であっても日出とともに作業をする。シャドーフリッカー等の影響を非常に受けることは容易に予想できる。</p>	<p>風車の稼働により影のかかる可能性がある住宅地が1,234戸ありますが、このすべてが一律に影響を及ぼすわけではなく、地形や建物により影響を受ける住宅の数は変わっていきます。これらの住宅の位置について、実気象を考慮しない予測の場合は準備書のp709～718に、実気象を考慮する場合は準備書のp719～720に記載しております。また、準備書p706のとおり、風車の影が発生する時間帯が限定的です。さらに天候が曇りの際は風車の影は発生しません。準備書の結果も踏まえ、風力発電機に日射センサーを取り付け、晴天時で風車の影が影響する可能性のある、時間帯および方位の際は風車を一時停止して抑制することを検討しております。なお、事業稼働後に、風車の影の発生状況の確認や地域の方へヒアリングを実施し、個々の状況により必要に応じて稼働調整スケジュール見直し等のさらなる保全措置を検討します。</p>
44	<p>3 落合地区は鳥獣保護区である。鳥獣保護区は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域である。ご存知のように風力発電によるバードストライクは深刻な問題であり、この保護区に風力発電を計画することは法に違反し暴挙に等しい。</p>	<p>落合海岸鳥獣保護区に設置する風力発電機は、海岸沿いのクロマツ植林に設置を予定しております。改変を最小化させるよう計画し、動物への影響を低減できるよう検討いたしました。また、当該鳥獣保護区で計画することについては、関係機関とも適切に協議を行ってまいります。</p>

45	<p>4 農山漁村再生可能エネルギー法 再生可能エネルギーの発電設備を荒廃農地に誘導して農山漁村の活性化を図ることでありますが、今現在優良な農地に風力発電を建設することは法に反する。</p>	<p>現在、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき、能代市が協議会を設立して本事業の農業との共存共栄等の振興策について農地協議が進められています。具体的な内容はこれからの協議にて決定されます。</p> <p>また、本事業は農地の改変面積をできるだけ少なくする計画としています。</p>
----	---	---

(意見書 9)

No.	一般の意見	事業者の見解
46	<p>1.本事業で計画されている場所は、天然記念物のガンが毎冬渡来し、えさ場として数十万羽も降下してくる場所であり、バードストライクが多々発生し、将来渡りがなくなる恐れもあると思います。もっと発電機の数を減らし、できるだけ、ガン等がぶつからないような計画にしてほしい。</p> <p>2.非常に大型の風車から発生する超低周波音は、直接人体に大きなストレスを与え、めまいの発生など悪い影響が出るので、数を減らすべきである。</p> <p>3.世界遺産白神山地の風景を非常に損なうので、できるだけ計画を縮小してもらいたい。</p> <p>4.陸上風力、洋上風力と能代・山本は発電所の中に閉じ込められてしまうので、もっと地域・住民生活環境・自然景観と調和を十分に考えていただきたい。</p>	<p>1. 風力発電機の設置基数については、4 事業地とも削減を行いました。また、設置場所についても極力移動経路を阻害しないような配置としバードストライクに係る影響が低減できるよう検討いたしました。稼働後においても、バードストライクに係る調査に加えて、餌場としての利用状況等も調査を行ってまいります。</p> <p>2. 配慮書～準備書に至る中で、可能な限り、騒音及び超低周波音等の各種環境要素への影響に配慮するため、大幅に対象事業実施区域の絞り込みを行い、風力発電機の基数を削減してまいりました。なお、環境省がとりまとめた「風力発電施設等による低周波音の人への影響評価に関する研究」によると、「超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」と見解を示しておりますが、ご地域の方々のご懸念を踏まえ、超低周波音についても準備書において予測を行い、「超低周波音を感じる最小音圧レベル」、「建具のがたつきが始まるレベル」及び「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較を行いました。その結果、予測結果は各種レベルを満足する結果となっております。</p> <p>3. 2でも記載したとおり、各種環境要素への影響に配慮するため、配慮書～準備書に至る中で、大幅に対象事業実施区域の絞り込みを行い、風力発電機の基数を削減してまいりました。風力発電機の基数を削減することで、視認される風車の数を低減し、景観への影響の低減を図っております。しかしながら、すべての地域から風車を不可視とすることは回避できない点、何卒ご理解くださいますと幸いです。</p> <p>4. 本地域の生活環境及び自然環境への影響に可能な限り配慮するため、本事業は配慮書～準備書に至る中で、大幅に対象事業実施区域の絞り込みを行い、風力発電機の基数を削減してまいりました。その結果、準備書での予測結果では、各環境要素とも総じて影響の低減が図られていると評価しておりますが、追加的な措置を講じる余地があるかどうかについて、引き続き検討してまいります。</p>

(意見書 10)

No.	一般の意見	事業者の見解
47	<p>白神ウインド事業に関して、能代山本における本格的風車建設であり、最大級の風車が農地の真中に建つプロジェクトです。</p> <p>建設されれば 20 年以上も地域住民の目にさらされます。風車回りで農作業する人、集落から日々見上げる風車、毎日威圧を感じながらの生活、シャドーフリッカーに不感を覚え、又、イライラ、睡眠障害、不眠、頭痛等の健康障害が発生した時の対応、和牛等の被害ははかりしれない。地元企業として目先の利益よりも長期展望に立った企業理念を発揮してほしい。</p>	<p>配慮書～準備書に至る中で、大幅に対象事業実施区域の絞り込みを行い、風力発電機の基数を削減することで、ご懸念に挙げられる環境への影響に可能な限り配慮してまいりました。その結果、準備書での予測結果では、各環境要素とも総じて影響の低減が図られていると評価しておりますが、万一、事業開始後に問題が生じた場合は、真摯に対応してまいります。なお、本事業については、長期にわたって地域産業の活性化や雇用の創出を図っております。環境への影響に配慮しながら、地元企業として、地域に貢献するよう努めてまいります。</p>

(意見書 11)

No.	一般の意見	事業者の見解
48	<p>1970 年代、日本に渡ってくるガンは 7 千～8 千羽と最小になり、マガンとヒシクイは天然記念物に指定され、厚く保護されるようになりました。その結果、数が増え、現在日本に渡ってくるガンの数は 30 万羽にもなりました。本州に渡ってくるガンのルートは日本海側と太平洋側の 2 つのルートがありますが、日本に渡ってくるガンの中でも数が圧倒的に多いマガンは太平洋側の 2 倍の数が日本海側を渡ってきます。その日本海側のルートのど真ん中に現在、風力発電が計画されている東雲台地が位置しているのです。</p> <p>50 年かかってようやくここまで数を増してきたガンにとって風力発電の風車は驚異です。バードストライクも驚異ですが、それ以上に心配なのは早春に北の海を渡り、生まれ故郷の極北の地に帰るための体力を養う餌場としての東雲台地が風車の回転のため、ガンが降りられなくなって失われぬかという心配です。早春の東雲台地は毎日、数千羽のガンたちが餌をとったり短く飛んで移動したりしています。このような人間の行為は、これまで多くの生き物を絶滅させてきました。</p> <p>広域風力発電の風車の建設は 1 基たりとも反対します。</p>	<p>風力発電機の設置基数については、4 事業地とも削減を行いました。また、設置場所についても極力移動経路を阻害しないような配置としバードストライクに係る影響が低減できるよう検討いたしました。稼働後においても、バードストライクに係る調査に加えて、餌場としての利用状況等も調査をおこなってまいります。</p>

(意見書 12)

No.	一般の意見	事業者の見解
49	<p>貴社が作成した（仮称）能代山本広域風力発電事業環境影響評価準備書に対し、環境影響評価法第3条の7に基づき、鳥類保全の見地から下記の通り意見を述べる。</p> <p>対象事業実施区域（以下、計画地という）は希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ・ハクチョウ類、スズメ目の鳥類など多くの鳥類の飛来地及び渡り経路となっている。</p> <p>特にガン類に関しては国内に飛来するガン類の大部分が通過する重要な地域であるため、日本野鳥の会秋田県支部（以下、当会という）及び公益財団法人日本野鳥の会はこの地に風力発電施設（以下、風車という）を建設するのは不適切であることを配慮書の段階から指摘してきた。</p> <p>配慮書から準備書に至る過程において当初より風車の設置基数は減少しているものの、設置場所については鳥類への影響を十分に軽減しているとは言えず、むしろ環境影響調査の結果から予想し得る影響を軽視した形の配既になっている。予測評価についても、衝突確率・移動の障壁・生息地放棄のいずれの項目においても楽観的に過ぎ、鳥類保全のために万全の対策が取れているとは言いがたい。</p> <p>当会は 2020 年春に計画地におけるガン・ハクチョウ類等の飛翔状況を把握するための調査を行った。貴社の準備書に記載されている調査データおよび当会の調査で得られた結果を踏まえて以下に具体的に問題点を述べる。</p> <p>尚、当会調査については当会ホームページに掲載されている。 http://tantyoakita.la.coocan.jp/2020-noshiro-new.html</p> <p>【1】ガン・ハクチョウ類について 長年観察している能代市在住の当会会員によれば、ガン類が渡り等の時に山越えする基本経路は、計画地を通過し、その北の白神山地の雁森岳付近を通過するものであり、これより東側（内陸側）を通るガンの数は少ないという。本事業計画は長年ガン類の大群にねぐらとして利用されている小友沼と雁森岳を結ぶ最短距離の経路の途上にあり、代替の利かない重要経路を阻害する恐れがある。同計画地は、これまでの日本雁を保護する会等の調査で、日本で越冬する大多数のガン類の渡りの経路となっていることが明らかになっており（宮林，1994）、その影響は日本の個体群全体に重大な影響を及ぼすことが危惧される。</p> <p>(1)全体的な風車の配置について 移動経路の遮断・阻害及びブレード接触の可能性に関して、準備書では「風力発電機の設置は1事業地を除き風車の配置が南北方向に列状に配置する計画になっていること、東西方向に設置する1事業についても、風力発電機間が1kmは離隔があることから、移動経路の遮断・阻害に係る影響</p>	<p>ガン類について、ご指摘のとおり注目すべき種群として、有識者の助言を得て現地調査を実施し、その生息状況や飛翔経路等を把握し、その結果を準備書に記載いたしました。また、設置基数を削減するなど、影響が低減できるよう事業計画を検討してまいりました。</p> <p>基本的にガン類等については風車列を認識し、回避します*1。鳥類がどの程度手前から風車列を認識しているかについては、日中では3km手前、夜間では1km程度とされています*2~3。ガン類は既存研究により回避率が非常に高い（99.8%）とされています*4。ガン類やハクチョウ類は事前に風車列を認識し回避する能力が高い種であり、急な方向転換を行うことはほとんど想定されないと考えられます。移動経路については、現地調査結果等も踏まえると、体力の多大な消耗が伴うような大きな迂回はないと考えますが、稼働後にも調査を実施し、飛翔状況について把握してまいります。また、悪天候時の状況についても事後調査時には留意して飛翔状況の把握を行ってまいります。</p> <p>1) P. Plonczkier & I. C. Simms 2012 Radar monitoring of migrating pink-footed geese: behavioural responses to offshore wind farm development. <i>Journal of Applied Ecology</i> 49, 1187-1194.</p> <p>2) Kahlert, J., I.K. Petersen, A.D. Fox, M. Desholm & I. Clausager 2004: Investigations of birds during construction and operation of Nysted offshore wind farm at Rødsand: Results and conclusions, 2003. - NERI Report.</p> <p>3) Masden, E.A., D.T. Haydon, A.D. Fox, R.W. Furness, R. Bullman & M. Desholm 2009: Barriers to movement: impacts of wind farms on migrating birds. - <i>ICES J. Mar. Sci.</i> 66: 746-753.</p> <p>4) Whitfield, D.P. & Urquhart, B. 2015 “Deriving an avoidance rate for swans suitable for onshore wind farm collision risk modelling.” <i>Natural Research Information Note</i> 6. Natural Research Ltd, Banchory, UK.</p>

	<p>は低減されている」、また同様の理由で「ブレードへの接触の可能性は低い」と評価されているが、以下の理由からこれは楽観的に過ぎる（表10.1.4-72(1-1)渡り鳥（ヒシクイ、マガン、ガン類の一種）の影響評価；10.1.4-617(1347)）。</p> <p>①一つのエリア内は南北に配置されていたとしても、各エリアがランダムに配置されており、6箇所全体で見れば渡りの経路を埋め尽くす形で配置されている。この配置だと、鳥類が一つのエリアを回避して通過しても、その先に別のエリアの風車列が現れることになることで回避が困難になっていき、衝突の確率が高まる。</p> <p>②特にガン類やハクチョウ類などカモ目の大型鳥類は、翼面積の割に体重が重く、飛行時に急な方向変換がしにくい(Brown et al.1992,Gove et al. 2013, 浦 2015) ことから、各風車エリアの間隔が2km程度しかない本事業の風車配置はガン・ハクチョウ類にとって十分な間隔があると言えない。</p> <p>③鳥類が山を越えるために上昇風を利用するが、山の手前で風車を回避するための行動が加わることで上昇風を利用できなくなり、その結果条件の良い経路を大きく迂回させられ、体力の消耗を強いられ、風車への衝突確率も高まることになる。</p> <p>④ガン・ハクチョウ類は視覚に優れ、好天候の時の平常時には風車を視認することは可能と思われるが、衝突事故は悪天候で視界不良の日に多発し、特に計画地では春先には雪風の日が多く、衝突事故が起きる可能性が危惧される。同計画地は特に春期には八郎潟、小友沼を経て 200,000 羽にも及ぶガン類の渡りの経路に含まれ、予定通り風車を建設した場合、特に悪天候の日などには大規模の衝突事故が起きることも危惧される。</p>	
50	<p>(2)採餌地間の移動について</p> <p>準備書 10.1.4- 617 (1347) に、採餌場所が「改変区域と重複する場所はほぼないこと、当該箇所だけでなく、周辺部でも採食していることが確保されていること」等を理由として影響は少ないと予想しているが、以下の理由からこれも楽観的に過ぎる。</p> <p>①当会による調査の結果、各計画地の周辺には最大 600 羽が利用する大規模な採餌地がいくつも点在しており、ガン・ハクチョウ類は頻繁に採餌地と採餌地の間を移動していた。</p> <p>また、当会の調査では絶滅危惧 IA 類(CR)のハクガンも須田エリア・荷八田エリア・比八田エリアの間を複数回飛行するのを確認している。同調査では確認されなかったが、ハクガン同様、絶滅危惧 IA 類(CR)のシジュウカラガンも、数千羽の群れが八郎潟、小友沼そして青森県の津軽平野で確認されているので（日本雁を保護する会未発表情報）、同計画地を経て移動していると考えられる。</p> <p>②採餌地間の移動では、調査できたほぼすべての飛行高度がブレードの高さ（地上 30～149m）に重なるだけでなく、旋回の半径が小さくなり、飛び方も不規則になる。さらに採餌地を探すために下方を見ることが多くなるため、風車の存在に気付くのが遅れ、風車への衝突の可能性は高くなる。</p>	<p>採餌場所について、準備書 p.1133～1189 に現地調査結果を記載しております。事業地周辺に採餌場所があることは当該調査でも把握しております。ガン類の採餌場所と風力発電所との関係について、Madsen & Boertmann(2008)¹⁾では、風力発電機の間で採餌していることや、年数が経過すると離隔距離が短くなることも報告されています。また、準備書での影響予測には不確実性も伴っているととらえており、稼働後に採餌場所の調査も実施し、利用状況を把握したいと考えております。これらの結果や飛行状況の結果も考え合わせ、影響が顕著であると考えられる場合には、有識者からの助言も踏まえ、影響低減できるよう適切に保全措置を検討してまいります。</p> <p>1) Madsen, J. & Boertmann, D. (2008) Animal behavioral adaptation to changing landscapes: Spring-staging geese habituate to wind farms. Landscape Ecology 23(9):1007-1011.</p>

	<p>③マガンの長距離間移動の際、高さ 100m の飛翔高度に至るまでに 3km の水平距離が必要とされている (植田・嶋田 2009) が、本事業計画の風車はそれよりはるかに高いおよそ 150m あり、各計画地間の距離も 2km 程度であるため、風車を飛び越えられる高さに達する前に障壁影響が生じ、採餌地間の移動は困難になる。</p> <p>この結果ガン・ハクチョウ類が計画地周辺を採餌地として利用できなくなる恐れがある。実際に風車を建設したことでガン類やハクチョウ類がその地域の利用する頻度が低下する事例が多く報告されている (Larsen & Madsen 2000; Fijin et al. 2012; Rees 2012; 柏木・他 2019)。</p> <p>④また、風車からどれだけの距離において生息地放棄するかについては非繁殖期のハクチョウ類で平均 150m(19-289m)、ガン類で平均 373m(146-559m)であるとされており(Hötker et al. 2006、浦 2015)、事業地が分散する本事業計画では影響を及ぼす範囲がより広くなることが懸念される。またこのことは渡りの中継地での環境収容力を低下させ、ガン・ハクチョウ類が渡りに十分なエネルギー蓄積することを困難にし、長距離の渡りが困難になることが懸念される。</p>	
51	<p>(3)衝突確率について</p> <p>貴社調査のうち、春季におけるガン・ハクチョウ類の個体数が少ないことは、調査日および時期の設定が適切ではなかったためと考えられる。平成 31 年は積雪量が少なかったため、小友沼周辺のガンの個体数ピークは 3 月上旬であった。貴社による調査が行われた 3 月 18 日～23 日には渡りのピークは過ぎていたと推察される。春季調査は平成 31 年の 1 回のみであることから、貴社は北帰行の時期の飛翔状況を十分把握しているとは言えない。したがって、これをもとにした衝突確率も信頼できる数字とは言えない。</p>	<p>衝突リスクについては、前提条件として、今回確認された調査結果を踏まえ風力発電機の回転範囲を通過する軌跡長を抽出し、それを踏まえ、滞在期間中すべての日にその密度で通過することを想定していること、滞在期間中つねに風車が定格で稼働していること等、安全側に推定されていると考えられますが、推定値には不確実性を伴っているととらえております。事後調査を実施する際には、渡りのピークをうまくとらえられるよう留意し調査を行い、稼働後の飛翔状況や衝突の実態を把握できるよう努めてまいります。</p>
52	<p>【2】個々の事業エリアについて</p> <p>ガン・ハクチョウ類が 6 箇所の計画地を縦横に通過することは準備書「渡り時の移動経路」(p1097～p1132)および「渡り時のねぐら・採餌地」(p113～p1189)から確認でき、また当会による 2020 年春の調査でも同様の傾向が確認された。それぞれの事業エリアにおけるガン・ハクチョウ類に対する問題点を下記①～⑤で述べる。</p> <p>(1)荷八田エリア</p> <p>6 箇所の事業エリアの中でも特に大きな負の影響を与える恐れがあるのが南端に計画されている荷八田エリアの 5 基の風車列で、風車の建設は容認できない。</p> <p>①荷八田エリアは小友沼のほぼ真北に位置し、北上するガン類の利用頻度が非常に高い区域である。このエリアは東雲原と呼ばれる標高約 40～50m の台地の南端にあり、ガンが北上する際は平野から台地に差し掛かるときの入り口になる。ここに高さ 140m の風車が建つと、標高にすると平地からの標高差約 200m の障害物が立ちふさがることになる。</p> <p>②当会の調査の結果、このエリアは計画地の南方から飛んできたガン・ハクチョウ類が行先の方</p>	<p>準備書に記載している現地調査と同様の傾向が得られていること、承知いたしました。各エリアについて、ガン類への影響を小さくできるよう、風力発電機の設置基数削減や配置等の配慮を行ってまいりました。</p> <p>荷八田エリアでは、北上するガン類の飛翔が確認されており、北上する場合には、風力発電機を設置する列より東側を飛翔する頻度が高い傾向がありました。これらも踏まえ、風力発電機の配置も西側へ移動しました。また、飛翔も南北方向が主たる方向であったため、風力発電機についても列状に配置し、影響低減を図りました。ガン類・ハクチョウ類の飛翔状況を把握する事後調査にあたっては天候の悪い時の状況についても把握できるよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>須田エリアについて、南方から計画地に入ってくるものはハクチョウ類が多い傾向にありました。周辺にも餌場が広がっているとのこと、本準備書においても同様の結果が得られております。</p> <p>比八田・荒巻エリアについては、設置基数を 7 基から 3 基と半減以下にしております。当該エリアについて、風車間の距離を 1km 以上とれるよう配置し、極力移動経路の阻害による影響を低減できるよう配慮いたしました。</p> <p>海岸沿いの 2 つのエリアについて、北方向への移動について、準備書 p.1129 に記載したように、沿岸域に抜け</p>

	<p>を見極めるために飛行速度をゆるめたり、方向を転換したりと、単純に南北方向の動きだけでなく、東西方向の動きが多く見られる場所である。このエリア付近で複数の群が合流することも多く、風況からみても渡りの要所であることが推察される。</p> <p>③飛行高度について、小友沼付近となる南方の平野部で飛行高度が高かったガン類の群がそのままの高度で通過せず、荷八田付近に差し掛かると少し高度を落とし、高度 M(30~149m)で計画地を通過する例が多く見られた。その後、白神山地の手前で本格的に高度を上げるのだが、このような飛び方から考えて、天候が悪い時に衝突の可能性が高まり、天候の良い時には障壁影響が起きることが考えられる。</p> <p>④また、このエリアには周囲に有力な採餌地が多数存在する。採餌地間の移動については前述の通りである。</p> <p>⑤貴社による準備書の調査結果から、秋季（渡来期）と冬季（越冬期）においてもガン・ハクチョウ類の利用が非常に多いエリアであることが認められる。南下する場合も小友沼を目前にして飛行高度を下げる可能性が高いため、ガン・ハクチョウ類の動きを阻害することが予想される。</p>	<p>ていく飛行経路があることを確認しています。その際には沢目エリアの北側から沿岸域に出て、北上するケースが多く確認されています。これらのルートと沢目エリアに建つ風力発電機は重複しておらず阻害にかかる影響の程度は顕著ではないと考えておりますが、予測には不確実性も伴っているととらえておりますので、稼働後においてはガン類・ハクチョウ類の沿岸部や洋上での飛行経路についても確認してまいりたいと考えております。</p> <p>水沢エリアについて、ノスリの生息を確認しております。また、対象事業実施区域近傍には営巣地があることも確認しております。幼鳥の飛行する範囲等も参照しながら営巣地とも離隔をとり、影響が低減されるよう配慮したことで、影響の程度は顕著ではないと考えておりますが、予測には不確実性を伴っておることから、稼働後においても猛禽類の生息状況調査を実施し、繁殖の状況や飛行経路などを確認してまいります。</p> <p>上述の内容と重複しますが、事業計画の検討にあたっては、事前の現地調査の結果を踏まえ、実行可能な範囲で影響低減を図れるよう検討いたしました。影響予測の結果、顕著な影響は生じないものと予測しておりますが、不確実性も伴っているとと考えております。稼働後においてもモニタリングを実施し、ガン類、ハクチョウ類並びに猛禽類の飛行状況等を適切に把握し、影響が顕著であることが明らかとなった場合には有識者等からの意見を踏まえながら、さらなる環境保全措置を講じ、影響低減を図ってまいります。</p>
53	<p>(2)須田エリア</p> <p>①当会の観察の結果、ガン・ハクチョウ類が北上する時の個体数ともに荷八田エリアとほぼ同じであった。南方から計画地にまっすぐに入って来るものと、荷八田エリアを経由して来るものがいた。また、ここを通った後、白神山地の雁森岳付近に向かう場合は比八田・荒巻エリア及び水沢エリアを、海岸・洋上に向かうものは沢目エリア・落合風力発電事業エリアを通る。既存の金が台風力発電所の風車との距離が近いと、比八田・荒巻エリアとともに風車が建設された場合は飛行の障害となることが予想される。</p> <p>②計画地の周辺に多数の採餌場があることから、ガン・ハクチョウの飛行の障壁になることが予想される。</p>	
54	<p>(3)比八田・荒巻エリア</p> <p>①エリア内には既存の金ヶ台風力発電所の風車が1 基建っており、これを含めるとこのエリア内に限っても西側は狭い間隔に東西方向に不規則に風車が並ぶことになる。また貴社事業の風車は約 150m と、この既存風車より 30m ほど高いため、高さに凹凸が生じ、より回避に混乱を生じさせることが予想される。当会の調査では現時点ではガン・ハクチョウとともにこの既存風車付近を高度 M で頻繁に通っており、新たな風車が建設されれば南北方向の飛行に大きく影響を与えることになる。</p>	
55	<p>(4)沢目エリア・落合風力発電事業</p> <p>①この海岸に計画されている2事業が建設されれば、既存の八峰風力発電事業と合わせて海岸線を約 8km にわたり風車で埋め尽くすことになる。当会による調査の結果、内陸を飛んでいた群が途中で洋上に出たり、逆に洋上を飛んでいた群が内陸に入ってきたりするなど東西方向の動きも頻繁に見られ、その数および頻度から考えると雁森岳</p>	

	<p>を越える経路とは別に沿岸域または洋上を通るコースがあることと推察する。このため、計画通りに貴社による風車が建設されると、この動きを大きく阻害することになる。</p> <p>②さらに建設中の能代港洋上および計画中の他の洋上風力発電事業を合わせると、広大な面積にわたり、鳥にとって障害物が建つことになる（図 2.2-11 対象事業実施区域の周囲における他事業； 2.2-61(69)）。</p> <p>③他事業との累積的な影響について、準備書では「猛禽類のほか、ガン類の渡り時の移動経路についても累積的な影響も考えられるが、現地調査結果では海岸沿いを移動する個体は少なかったことから、本事業との累積的影響の程度は小さいと考えられる」と述べている（準備書表 10.4-1(35) 調査結果の概要（動物）； 10.1.4-36(1837)）。しかし、当会調査では海岸沿いおよび洋上を飛ぶ個体はある一定の割合（全体の 2 割程度）存在しており、影響を軽視できる状況ではない。</p> <p>④沿岸・洋上は山越えが困難なときの貴重な回避経路であり、この経路を阻害してはならない。</p>	
56	<p>(5)水沢エリア</p> <p>①当会の調査でもガン・ハクチョウ類が白神山地の雁森岳付近を越えるときにこのエリアを通過することを確認しているが、当会の調査地点からは遠かったため、飛翔経路と風車の関係および高度などの詳細がわからず、影響についてまでは言及することはできない。ただし、渡来期には山越えをした直後に直面する最初の風車であるため、特に視界不良時等には何らかの影響があると思われる。</p> <p>またこのエリアは猛禽類ノスリ等が通常からよく飛翔する場所であり（現在設置されている風況ポールの周りを旋回したりパーチしたりするのが確認されている）、貴社による調査でも渡り時の猛禽類の飛翔が多いことから、猛禽類への影響は強く懸念される。</p>	
57	<p>【3】猛禽類について</p> <p>(1)ミサゴ</p> <p>計画地の沿岸部はミサゴの狩場となっており、高度 M で飛翔する姿が頻繁に目撃されている。準備書表 10.1.4- 71(20-1)重要な鳥類への影響予測（ミサゴ）(10.1.4- 552(1282))においても、「対象事業実施区域およびその周辺に少なくとも 7 ペアが生息している」とあり、計画地沿岸はミサゴの重要な繁殖場所となっている。また、魚食性のミサゴにとって沿岸海域は重要な採餌地であり、営巣地と採餌地を往復する際、沿岸の風車は飛翔の大きな阻害要因となる。急速に増える風車のためにミサゴの衝突例も増加しており、2018 年には県内でも発生したことが確認されている。ミサゴは風車に衝突しやすい鳥であると考えられ、今後衝突確率は増加するものと思われる。これらのことから、貴社が算出した衝突確率は過小評価であると考えられる。沿岸に風車を並べるのはミサゴの繁殖成功率を低下させる恐れがあるため、沿岸部での風車の建設は容認できない。</p>	<p>ミサゴについて、現地調査の結果を踏まえ、いずれのペアについても営巣中心域と風力発電機の設置位置は重複しないような計画としました。また、海岸沿いの既設風力発電所の近傍にある営巣地では、工事中等でも繁殖成功していることを確認しており、繁殖率の低下についても状況に応じて異なってくる可能性があると考えられます。</p> <p>一方で、衝突事例もあることから、バードストライクの観点から注視すべき種であると考えられるため、稼働後についても事後調査を実施し、繁殖の状況や飛翔軌跡等を把握してまいります。また、バードストライクにかかる調査も実施いたします。その結果、影響が顕著である場合には、有識者の助言を得ながら、適切に対策を講じ、影響を低減できるよう取り組んでまいります。</p>

58	<p>(2)その他の猛禽類</p> <p>①小笠原 (2004)によると、能代市米代川沿いに多数のオオタカ営巣地が確認されており、能代市二ツ井町ではミサゴ、ハヤブサ、ハイタカの営巣も確認されている。落合エリア、須田エリア、荷八田エリア、比八田・荒巻エリアはそれらの鳥の狩場として利用されている可能性が高い。それにとどまらず、計画されている6つのエリア内及び周辺で希少猛禽類が営巣している可能性も高く、現に貴社の調査ではハチクマが対象事業実施区域およびその周辺に少なくとも3ペアが生息していることを確認している(表 10.1.4-71(24)、10.1.4-562(1292))。</p> <p>②冬季に渡来するオジロワシ(絶滅危惧 II 類(VU))も海岸でたびたび目撃され、行動圏として利用しているので、落合・沢目エリアでの風車の建設はオジロワシにとって危険である。また、オジロワシは小友沼を主な狩場としているが、ガン類等を狙ってその採餌場所である須田エリア、荷八田エリア、比八田・荒巻エリアへ移動する可能性がある。貴社による調査でも対象事業実施区域内で44例、改変区域内で2例が確認されており、主な移動経路である海岸や湖沼、河川以外の環境を移動することもある(表 10.1.4-71(22)、10.1.4-560(1290))とされていることから、計画地全体が、猛禽類の生息を阻害する恐れがある。</p>	<p>オオタカ、ミサゴ、ハイタカについては現地調査でも確認されており、本事業地周辺を利用していることを把握しております。オジロワシについては、現地調査の結果では、沿岸部よりも米代川沿いの方が確認回数は多く、採餌をおこなっております。また、カモ類についても現地調査では記録し、準備書にその結果を記載しております。</p> <p>現地調査結果を踏まえ、影響が低減できるよう風力発電機の基数削減や配置等を検討してまいりましたが、バードストライクの予測に関しては不確実性を伴うものととらえております。稼働後についても調査を実施し、猛禽類の生息状況についても確認してまいります。</p>
59	<p>(3)その他の鳥類について</p> <p>米代川流域及び河口、能代港、日本海沿岸はカモ類・カモメ類の越冬地としても重要である。能代港には過去にヒメハジロ等の希少なカモ類が渡来したこともある。このような希少鳥類にとって重要な地域の海岸をすべて風車で埋め尽くすという開発は、野生生物保護、環境や景観の保全の観点から賛成できない。</p>	
60	<p>【4】事後調査について</p> <p>不確実性のある事象については事後調査を行うとされているが(表 10.4-1(35)調査結果の概要；10.4-36(1837))、具体的な調査内容、調査期間が示されていない。事後調査を行う場合、渡りの経路の変化の有無等を見るため、複数年連続で調査を行い、尚且つ稼働期間20年の間に複数回、死骸調査を含めた調査を定期的に行うことを求める。また、著しい影響があった場合には風車の稼働停止・撤去も含めた環境保全措置を取ることを求める。</p>	<p>調査内容や期間については、準備書 p.1797 にお示ししております。</p> <p>事後調査の結果を踏まえ、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、有識者の助言も得ながら、さらなる環境保全措置を講じてまいります。</p>

61	<p>【5】 結論</p> <p>以上述べたように6箇所ある事業予定地のいずれもガンをはじめとする鳥類に多大な影響を与える恐れがあるため、現在の計画通りに風車を設置することは容認できない。計画全体を断念するか、続行するならば大幅な縮小を求める。</p> <p>過去にも2013年に大潟村に計画された風発事業が、事業者（サミットエナジー）がガンの保護に理解を示し事業を取りやめた事例、2019年に大潟村と小友沼の間のガンの移動経路に計画された「能代三種風力発電事業」が、アセスの結果、ガンの密集した飛行経路上にあることが証明され撤退した事例がある。</p> <p>世界的なガンの飛来地であるこの地域に風力発電機を設置することには重大な責任が伴う。貴社はこの責任を認識し、鳥類への被害を最小限に留めるために尽力していただきたい。</p> <p>なお、この意見は概要にまとめる際に原文のまま採用することを希望する。</p>	<p>配慮書～準備書に至る中で、大幅に対象事業実施区域の絞り込みを行い、風力発電機の基数を削減することで、ご懸念に挙げられる環境への影響に可能な限り配慮してまいりました。その結果、準備書での予測結果では、各環境要素とも総じて影響の低減が図られていると評価しておりますが、万一、事業開始後に問題が生じた場合は、真摯に対応してまいります。また、事後調査の結果や有識者等からの意見を踏まえ、影響が顕著である場合には、影響低減にむけ、適切に追加的な環境保全措置を講じ、ガン類等への被害を最小限に留められるよう取り組んでまいります。</p>
----	---	---

(意見書 13)

No.	一般の意見	事業者の見解
62	<p>脱炭素化が言われている昨今、再生可能エネルギー開発が政府主導のもと、新たな経済的利益を求めて各企業が鎬を削っている状況です。この風力発電事業もその一つとして能代山本地域で進められようとしています。そこにはここに住んでいる地域人々の声や意思が反映されていません。我々には限られた情報しか与えられず、一部の専門家と称する方々の話を鵜呑みにするしかないのでしょうか。すでに建設された風車を含め、巨大風車が田畑に林立される前に、公正で正確な情報をこの事業の利害関係者だけではなく広く能代山本地域に住む人々に伝えてほしいと思います。それが地元の企業としての責任ではないでしょうか。</p>	<p>本事業については、能代山本地域のさらなる地域産業の活性化と雇用の創出を図る目的をもって計画しております。なお、環境影響評価における法定説明会以外に、事業地周辺の34自治会に個別の事業説明会の開催について自治会長様に事業概要の資料により概略説明をしながら説明会開催を申し入れしました。各自治会様からは回覧用や配付用資料提供または戸別配布の依頼がありました。現在まで21自治会へ説明会を行ってご理解を深めてまいりました。これらの説明会や配慮書及び方法書に対して頂戴した地域の方々のご意見も可能な限り、事業計画や環境影響評価に反映しております。準備書の内容については、今後、秋田県や国の審査を受け、環境影響評価の妥当性に関して検証されます。この審査結果も考慮の上、今後、評価書を取りまとめ、ご地域の方々へ結果をお示しいたします。今後も、地域の方々のご理解を得られるようコミュニケーションを図ってまいります。</p>

(意見書 14)

No.	一般の意見	事業者の見解
63	<p>環境アセス準備書について、環境保全の見地から意見を述べます。</p> <p>①風車の乱立は住民、及び自然環境へのダメージが大きすぎます。特に、低周波音の健康被害については、能代市沖の洋上風力との相乗リスクが懸念されます。リプレイスが実施されれば更に被害が拡大します。</p> <p>環境アセスとしては、国の基準内であれば影響なしと評価しているようですが、由利本荘市における健康被害の実例をどうお考えでしょうか。また、八峰町でも三種町でも健康被害が報告されています。八峰町の同じエリアに設備を作ることをどうお考えでしょうか。健康被害の声は無視して事業を進めますか？</p>	<p>ご指摘の由利本荘市における健康被害に関して、新聞報道等で認識をしておりますが、他社の事業でもあり、詳細な情報は当社では把握しかねますので、見解は差し控えさせていただきます。八峰町及び三種町での健康被害については、当社では把握しておりません。なお、当社が関係する能代市の風の松原風力発電所について、現段階において、風力発電機から発生する騒音及び超低周波音による苦情は発生しておりません。</p> <p>本事業では、配慮書～準備書に至る中で、可能な限り、騒音及び超低周波音等の各種環境要素への影響に配慮するため、大幅に対象事業実施区域の絞り込みを行い、風力発電機の基数を削減してまいりました。その結果、騒音及び超低周波音の予測結果について、国が示す各種指針値等を満足している結果となっているものの、この結</p>

		果をもってしても、健康被害に関してご懸念を抱く方も地域にいらしていることは事業者として十分に理解しております。予測結果が各種指針値等を満足するから、影響が全くないと結論付けるのではなく、引き続き、事業計画上でさらなる影響の低減を講じる余地があるかを検証してまいります。なお、万一、事業稼働後に問題が発生した場合は速やかに原因を調査の上、当社の事業が原因と判明した場合は、誠心誠意対応してまいります。
64	②計画エリアは渡り鳥のルートです。特にガンのルートとしては日本一です。人間の都合で、今までにどれほど動物たちが犠牲になってきたでしょうか。人間の傲慢で自然を破壊することは、もうやめるべきではないでしょうか。	ガン類について、着目すべき種群として、有識者の助言を得て現地調査を実施いたしました。その結果は、準備書 p.978～1189 にお示しいたしました。渡り鳥にかかる影響予測についても p.1346～1368 にお示ししております。 ガン類への影響を小さくできるよう、風力発電機の設置基数削減や配置等の配慮を行いました。上述の事前の現地調査の結果を踏まえ、実行可能な範囲で影響低減を図れるよう事業計画を検討し、顕著な影響は生じないものと予測しておりますが、予測には不確実性も伴っていると考えております。稼働後においてもモニタリングを実施し、ガン類等の飛翔状況等を適切に把握し、影響が顕著であることが明らかとなった場合には有識者等からの意見を踏まえながら、さらなる環境保全措置を講じ、影響低減を図ってまいります。
65	③白神山地の登山者たちをがっかりさせる景観になるのではないかと懸念しています。山からのフォトモンタージュの追加を希望します。	環境省のガイドラインによれば、垂直視野角が 1～2 度を超えると景観的に気になりだす可能性があるとしており、白神山地はその範囲外となっております。垂直視野角が 1 度を超える可能性のある範囲にある糠森山、母谷山及び高峰山については、フォトモンタージュを準備書にお示ししておりますので、今後さらに配置を検討する場合には、上記の山からのフォトモンタージュを再作成し、評価書にお示しいたします。
66	④欧州ではもう 30 年の経験があるわけですし、健康被害、シャドーフリッカー、バードストライク、景観、騒音・超低周波音問題があることは知っているといます。 日本で風車が建て始められた頃と情勢は大きく異なっているという事実を、今一度、冷静になって考えて頂きたいと思います。 地元企業として地元民が損害をこうむる事業は展開すべきではないと考えます。本当の地元愛を表してくださることを願います。 以上 よろしくお願い致します。	海外において、風車から発生する騒音等が問題になっていることは認識しております。なお、日本で風車が建て始められた頃については、風力発電について、環境影響評価法に基づくアセスの対象外であったため、事前の調査や影響の予測及び評価が十分に実施されていないケースもあったと考えられます。本事業については、環境影響評価法に基づき、これまでの環境影響評価の手続きを進めており、国や自治体の勧告や意見、地域の皆様からの意見も踏まえながら、可能な限り、各種環境への影響に配慮するため、事業計画を大幅に縮小してまいりました。地元企業として、今後も、地域の皆様のご理解を得られるようコミュニケーションを図ってまいります。

(意見書 15)

No.	一般の意見	事業者の見解
67	<p>八峰町沼田地区の既設風車の両端に計 11 基建設した場合、連続して 18 基の風車が林立することになり、海岸線の景観が著しく損なわれるであろうことは想像に難くない。</p> <p>ポンポコ山公園からの上記既設風車の眺めはかなり圧迫感を受けるが、御社が計画している風車はこれを上回る大きさになるため、いくら塗装色をなじませたととしても影響が低減されるとは思えない。</p> <p>「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」という項目でも、「本事業においては、風力発電機の外装を周囲の環境になじみやすいように彩度を抑えた塗装にすることにより自然景観との調和に配慮していること、(中略)この事業に整合するものと評価する。」としているが、風車の景観への影響は色以上に高さや羽根の直径など大きさや形の方が大きいのであって、この評価は笑止千万と言わざるを得ない。</p> <p>また、八峰町内 8 基の建設予定地はいずれも住宅地との距離が近すぎる。耕作放棄地ではない農地の中に建設する予定であることにも驚いた。そこで農作業をする人の健康に何らかの影響が出るのではないかと心配である。</p> <p>秋田県はどこを見渡しても風車だらけになり、異様な景観になってしまった。これ以上風車が増えることを誰も望んでいない。</p> <p>この計画は撤回していただきたい。</p>	<p>各種環境要素への影響に配慮するため、配慮書~準備書に至る中で、大幅に対象事業実施区域の絞り込みを行い、風力発電機の基数を削減してまいりました。</p> <p>風力発電機の基数を削減することで、景観、騒音及び超低周波音への影響の低減を図っております。</p> <p>景観に対する評価に関して、本事業は、国立公園や国定公園内に建設する計画ではありませんが、国立・国定公園内に建設する場合を想定した、国内でもっとも景観に対する厳しい審査の考え方をまとめたガイドラインを参考として評価しており、また、このガイドラインにおいて推奨されている環境保全措置や配置など、参考にできる点を可能な限り取り入れています。</p> <p>騒音及び低周波音の予測結果について、国が示す各種指針値等を満足している結果となっているものの、この結果をもってしても、健康被害に関してご懸念を抱く方も地域にいらしていることは事業者として十分に理解しております。予測結果が各種指針値等を満足するから、影響が全くないと結論付けるのではなく、引き続き、事業計画上でさらなる影響の低減を講じる余地があるかを検証してまいります。なお、万一、事業稼働後に問題が発生した場合は速やかに原因を調査の上、当社の事業が原因と判明した場合は、誠心誠意対応してまいります。</p>

(意見書 16)

No.	一般の意見	事業者の見解
68	<p>野鳥愛好家なので年に数回小友沼のガンを見るため能代市を訪れている。野鳥ファンにとって小友沼のガンはかけがえのない存在で、全国から同様の訪問者が来ている。能代市にはそのほかにも白神山地という世界遺産がある。雪をかぶった白神山地をガンが越えていく光景は日本が世界に誇れる絶景だと思っている。</p> <p>そのガンの渡りのルート上に風車が立ち並ぶ可能性があるという。</p> <p>気になって建設予定地にも行って見たが、建設予定地自体が白神山地と日本海が一望できるところに田園が広がっている、非常に美しい土地だと思った。せっかく自然に恵まれているのに地元だとかえってその価値に気が付かないのだろうか。この土地の真の価値を活かすには、風力発電は建てないほうが良いように思う。長期的な視点に立って、ぜひ計画を再考してほしい。</p>	<p>ガン類について、着目すべき種群として、有識者の助言を得て現地調査を実施いたしました。その結果は、準備書 p.978~1189 にお示しいたしました。渡り鳥にかかる影響予測についても p.1346~1368 にお示ししております。</p> <p>ガン類への影響を小さくできるよう、風力発電機の設置基数削減や配置等の配慮を行いました。上述の事前の現地調査の結果を踏まえ、実行可能な範囲で影響低減を図れるよう事業計画を検討し、顕著な影響は生じないものと考えております。稼働後においてもモニタリングを実施し、ガン類等の飛翔状況等を適切に把握し、影響が顕著であることが明らかとなった場合には有識者等からの意見を踏まえながら、さらなる環境保全措置を講じ、影響低減を図ってまいります。</p>

(意見書 17)

No.	一般の意見	事業者の見解
69	<p>由利本荘市在住の者ですが、貴社の計画している（仮称）能代山本広域風力発電事業が鳥類に与える影響について懸念しています。</p> <p>本事業の風車の設置位置について以下の点に問題があると考えます。</p> <p>①建設予定地が複数箇所あり、全体として広範囲に風車が並ぶこと</p> <p>②海岸を埋め尽くす形で風車が並ぶこと</p> <p>①の問題点として、飛んでいる鳥から見るとあちこちに風車があり、よけにくいというのがあります。特に渡り鳥については本来ならまっすぐに飛べるはずのところを、風車を避けるためにジグザグに飛ばなくてはならなくなり、余分な労力がかかります。日本有数のガンの渡りルートにとって大きな障壁となる恐れがあります。</p> <p>②の問題点として、同じように海岸に風車が並ぶ由利本荘市の例を挙げたいと思います。由利本荘市の海岸沿いの風車では、これまでに地域住民が発見しただけでも数回のバードストライクが起きています（添付資料写真1・①～③参照）。</p> <p>1 例目のミサゴは海岸に並ぶ風車によって特に大きな影響を被ると思われる鳥です。ミサゴは肉食性の猛禽類で、繁殖期には獲った魚を巣に持ち帰らなければなりません。海で獲った魚を巣に持ち帰る際、ミサゴは風車を迂回することはせず、最短距離を飛ぶために風車の間をくぐりぬけていきます（写真2）。少し目測を誤れば衝突に至りますし、衝突をしなかったとしてもエサを運ぶ回数が減ることによって繁殖率の低下につながる恐れがあります。由利本荘市では実際にエサを運ぶ役のオスが衝突死し、その年の1ペアの繁殖は失敗しました。このように繁殖期の親のバードストライクはその1羽の死亡にとどまらず、将来の数羽の消失を意味します。準備書によると、対象事業実施区域には7ペアのミサゴがいるということです。海岸に風車が立ち並ぶことによって、現状のミサゴの繁殖が維持できなくなるのではないかと危惧します。</p> <p>2 例目は渡りの途中とみられるハクチョウです。由利本荘市に飛来するハクチョウは洋上と内陸を頻繁に行き来するため、その途上で風車に衝突したものと思われます。能代市でも海岸沿いや洋上を飛ぶガンやハクチョウの群が目撃されているので、同じようなことが起こる可能性があります。</p> <p>3 例目のトビも海岸でよく飛ぶのが目撃される鳥です。通常は非常に器用に風車をよけて飛んでおり、トビが衝突するならばほかのどの鳥も衝突する可能性があると言えます。トビは普通種であり重要視されていませんが、トビによって維持されている生態系もあることに留意する必要があります。個体数が多いからと言って鳥の価値が下がるわけではありません。</p>	<p>ガン類やハクチョウ類への飛翔について、これらの影響を低減できるよう、風力発電機の設置基数は4事業地とも削減いたしました。また、設置場所についても極力移動経路を阻害しないような配置としバードストライクに係る影響が低減できるよう検討いたしました。稼働後においても、バードストライクに係る調査に加えて、ガン類等の餌場としての利用状況等も調査をおこなってまいります。</p> <p>ミサゴについて、現地調査の結果を踏まえ、いずれのペアについても営巣中心域と風力発電機の設置位置は重複しないような計画としました。また、海岸沿いの既設風力発電所の近傍にある営巣地では、工事中等でも繁殖成功していることを確認しており、繁殖率の低下についても状況に応じて異なってくる可能性があると考えられます。一方で、衝突事例もあることから、バードストライクの観点から注視すべき種であると考えられるため、稼働後についても事後調査を実施し、繁殖の状況や飛翔軌跡等を把握してまいります。また、バードストライクにかかる調査も実施いたします。その結果、影響が顕著である場合には、有識者の助言を得ながら、適切に対策を講じ、影響を低減できるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、稼働後の死骸調査についても実施し、重要種だけではなく普通種も含めて衝突の状況を把握してまいります。なお、ハクチョウ類の一種について、ご提供いただいた図版を拝見する限りでは、ハクチョウ類ではない可能性があるのではとも思料します。</p> <p>本事業について、実行可能な範囲で影響低減できるよう事業計画を検討してまいりました。準備書にも記載しておりますように、予測に不確実性を伴う項目については事後調査を実施し、鳥類の生息状況や飛翔状況、バードストライクの状況を把握してまいります。その結果、顕著な影響が生じることが明らかとなった場合には、有識者等からの意見を踏まえながら、さらなる環境保全措置を講じ、影響低減を図ってまいります。</p> <p>添付いただいた図版については、他社事業に関わるものであることから、審査会限りとさせていただき、公表は差し控えていただければと思います。何卒ご理解のほどお願いいたします。</p>

	<p>これらの例は特に死骸調査をしていたわけではなく、たまたま人が良く通る所で発見されたものです。大型鳥類のため目に留まりやすく、他の動物が持ち去りにくいという理由で発見されましたが、すぐに捕食動物に持ち去られる小型の鳥類や、人が入りにくいところで起きた場合など、発見されていない事例が数多くあると思われます。海岸付近は想像以上に鳥の往来が頻繁であり、海岸に風車を並べることは鳥に与える影響が非常に大きいと言えます。</p> <p>①②で挙げた問題点を考えると、本事業の風車の設置予定位置・本数には大きな問題があります。実際に由利本荘市で起きていることを考えると、準備書の影響予測は机上の計算をもとに出されていて、現実に即していないように思われます。もう一度現実に即した保守的な影響予測を行い、設置位置および本数を含めた事業計画全体の大幅な見直しを求めます。</p> <p>風力発電が温暖化防止に寄与するとされていますが、たとえ寄与したとしても効果が出るまでにどのくらいの時間がかかるかわかりません。その前に生態系に負の影響が出たのでは意味がありません。遠大な目標を目指す前に、目の前の障害を起ささないように考えてください。</p> <p>尚、意見の概要をまとめる際、原文を掲載し、添付の図版も掲載または添付することをお願いします。また図版は審査会にも提出をお願いいたします。</p>	
--	--	--

(意見書 18)

No.	一般の意見	事業者の見解
70	<p>(仮称)能代山本広域風力発電事業について、一能代市民として意見を述べさせていただきます。私は風力発電そのものについては根本的に反対する立場ではありません。秩序を以て健全なかたちで開発が進むのであれば心より賛同いたします。しかし昨今、能代含む県内各所で進められている風力開発は、生活環境や生態系に及ぼす様々なリスクへの懸念が払拭されないまま強引に進められ、津々浦々で景観を無視して風車が乱立している状態にあり、秩序ある開発とは到底言い難いものであります。本風力事業につきましては、特に景観と生態系への影響を非常に危惧しております。</p> <p>まずは景観についてであります。本事業の風車建設予定地の多くは東雲台地に位置しており、能代市側から眺望するとその背景には世界遺産白神山地のパノラマが広がっております。能代市民歌の一番最初の歌詞にも謳われますが、白神山地の全貌を最も美しく眺望できる場所はここ能代市だと私は自負しております。しかしそのパノラマの前に高さ約 150mもの風車が乱立してしまうと、確実に既存の原風景は破壊されてしまうでしょう。私は毎日の出勤時など、白神山地を眺めるのを楽しみにしている白神愛好者一の人です。白神山地は能代市民だけの宝ではなく世界の宝です。景観の障害となる場所へ巨大風車を乱立させ</p>	<p>風力発電機の基数を削減することで、視認される風車の数を低減し、世界遺産白神山地の風景を含め、景観への影響の低減を図っております。ご意見の地点等での追加調査も含め、追加的な措置を講じる余地があるかどうかについて、引き続き検討してまいります。すべての地域から風車を不可視とすることは回避できない点、何卒ご理解くださいますと幸いです。なお、準備書に掲載しているフォトモンタージュに関しては、意図的に小さく見せることや、小さく見える地点を選定していることはなく、不特定多数の方々が眺望目的で利用する地点や、当該地区にお住いの方々がイメージしやすいように地区を代表する拠点施設周辺から予測しております。</p>

	<p>ること自体中止にさせていただきたいというのが実直な思いですが、景観シミュレーションを確認することもなく判断するのは道理的ではなく、今回のアセス準備書の調査結果を以て判断したいと考えておりました。想像していたよりも景観の障害にならないのであれば容認できる余地もあるし、風車の小型化を図るべきではないかと意見する事もできました。しかし準備書の予測結果を見て唖然としました。意図的なのかどうかわかりませんが、ほとんどの調査地点が大型風車が小さく見えたり、欠けて見えたり、遠く見える場所が選定されております。もっと風車の圧迫感を感じられそうな地点、例えば能代東インター付近、中河原の河川敷、近距離から眺望など、リスクがありそうな場所からの調査もあって然るべきではないでしょうか。この調査結果だと、支障のない地点を敢えて選定しているように思わざるを得なく、住民としては良し悪しの判断をすることもできません。</p> <p>それでも評価としては「実行可能な範囲内で低減が図られている」とありますが、あまりにもずさんな調査であり、住民説明会の質疑応答によると調査地点選定をしたのは日本気象協会という説明であったので、事業者側というよりは調査側に大きな過失があります。穿った見方をすると「事業者側と調査側に癒着でもあるのではないか」そういった疑念も生じかねます。世界遺産白神山地の景観保全の観点から本事業は認可すべきではない、また十分な判断材料となる景観シミュレーションをやり直すべきというのが景観についての意見です。</p>	
71	<p>次に生態系、特に渡り鳥への影響であります。日本野鳥の会会員の方を中心とする地元住民の現地調査によって、東雲台地の各建設予定地の田畑では、各ポイント1日で400から600羽以上の採餌中のマガン、また数としては少ないがヒシクイ、ハクガン、オオハクチョウの群れが確認されています。それも帰省ピークを過ぎた時期での観察であり、総数でいくと何千、何万羽が建設予定上空を飛び交っていることでしょうか、渡り鳥への影響が全く無いとは考えられません。しかし影響評価としては「予測には不確実性があり事後調査を実施する」とあります。不確実性があるというは確かに理解できますが、当地域の渡り鳥は景観問題と同様、世界的価値のある生態系なものはご承知だと思います。渡り鳥の主要な滞在地への建設は、事業者としても中止をさせていただきたいというのが本音ではありますが、このような希少な生態系を軽視した評価をください日本気象協会に対して非常に憤りを覚えます。本事業は「渡り鳥などの生態系に影響がない」という信用に足る事前調査結果なくして認可すべきではないというのが、生態系についての意見です。</p> <p>昨今はSDGS(持続可能な開発目標)が注目され、従来の自然環境や生態系を無視した無秩序な開発から、持続可能な開発へシフトすべきという機運が高まっています。環境に優しいはずの再生可能エネルギーが環境を破壊するなど本末転倒です。こういった地元資本による取り組み自体は大</p>	<p>渡り鳥について、着目すべき種群として、有識者の助言を得て現地調査を実施いたしました。その結果は、準備書 p.978～1189 にお示しいたしました。渡り鳥にかかる影響予測についても p.1346～1368 にお示ししております。</p> <p>渡り鳥への影響を小さくできるよう、風力発電機の設置基数削減や配置等の配慮を行いました。上述の事前の現地調査の結果を踏まえ、実行可能な範囲で影響低減を図れるよう事業計画を検討し、顕著な影響は生じないものと予測しておりますが、ご指摘にもあるとおり、予測には不確実性も伴っていると考えております。稼働後においてもモニタリングを実施し、ガン類等の飛翔状況等を適切に把握し、影響が顕著であることが明らかとなった場合には有識者等からの意見を踏まえながら、さらなる環境保全措置を講じ、影響低減を図ってまいります。</p>

	<p>変素晴らしいものだと思います。どうか秩序ある開発を目指し、環境・景観・生態系保全を最優先に努め、本事業への良識ある判断と評価をしていただきたいとお願い申し上げます。</p> <p>以上</p>	
--	---	--

(意見書 19)

No.	一般の意見	事業者の見解
72	<p>工所用資材等の搬出入の騒音、建設機械の稼働の騒音 建設機械の稼働の騒音その後続く調査に石川稲子沢の地名が出てくるが、外荒巻に建設される風力発電についての住民説明がない。近くに牛舎 20 頭があり、内荒巻地区にも説明がない。 その後載っている低周波調査についても同じで調査地点になっているものの、住民には全く知らされていないことは、非常に問題がある。 人、牛にも影響が出てくる可能性が非常に高いので、建設の取りやめをお願いするものです。</p>	<p>環境影響評価における法定説明会以外に、事業地周辺の 34 自治会に個別の事業説明会の開催について自治会長様に事業概要の資料により概略説明をしながら説明会開催を申し入れしました。各自治会様からは回覧用や配付用資料提供または戸別配布の依頼がありました。現在まで 21 自治会へ説明会を行ってご理解を深めてまいりました。当該地域は説明会を実施しております。 説明会では、事業の内容について騒音や超低周波音等の環境影響も含んだ説明をしております。 なお、風力発電機が牛等の家畜等へ影響を与えるかについて、因果関係は分かっておりません。国内外問わず、これまでも牧場の中や牧場の近くで風力発電が稼働しているケースが多数ありますが、いずれも論文や公的な機関による、家畜への影響は報告されておりません。本件については、引き続き情報を収集してまいります。</p>

(意見書 20)

No.	一般の意見	事業者の見解
73	<p>絶対反対 我々の田園地域に農業できない 近年ゾウムシ カメムシ 風力によってコロナの様な未知のヒ害があるだろう。またここは重要文化財の土地平泉城跡地、日本のふるさと 熊野神社あり (佐竹のとの様の寄進もある)。源義経もまつられてある。ヤミクモにやってもダメだ。環境は戒めじゃないか！比八田の風景が壊される。アメリカのように目に見えないところに建てなさい。すぐ中止なさい。</p>	<p>本事業は、環境影響評価法に基づき、準備書まで環境影響評価の手続きを進めてまいりました。配慮書～準備書に至る中で、自治体や国の審査結果や意見内容、地域の皆様から頂いた意見も踏まえ、可能な限り、各種環境要素への影響に配慮するため、大幅に対象事業実施区域の絞り込みを行い、風力発電機の基数を削減してまいりました。風力発電機の基数を減らすことで、視認される風車の本数も削減し、景観へも可能な限り配慮した計画としておりますが、すべての地域から風車を不可視とすることは回避できない点、何卒ご理解くださると幸いです。今後の審査結果等も踏まえ、引き続き、事業計画上でさらなる影響の低減を講じる余地があるかを検証してまいります。</p>

日刊新聞に掲載した公告

北羽新報

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)能代山本広域風力発電事業環境影響評価準備書を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の氏名及び住所 白神ウインド合同会社
秋田県能代市河戸川字北西山四八番地一
代表社員 大森建設株式会社
職務執行者 大森三四郎

二、対象事業の名称
規模 職務執行者 大森三四郎
（仮称）峰浜風力発電事業
発電設備出力 約二万五千二百キロワット
（風力発電機の基数六基）

規模 （仮称）落合風力発電事業
発電設備出力 約二万九千四百キロワット
（風力発電機の基数七基）

規模 （仮称）水沢風力発電事業
発電設備出力 約一万六千八百キロワット
（風力発電機の基数四基）

規模 （仮称）比八田・朴瀬風力発電事業
発電設備出力 約三万三千六百キロワット
（風力発電機の基数八基）

種類 風力発電所設置事業

三、対象事業実施区域
四、関係地域の範囲
五、縦覧の場所・時間

電子縦覧 <http://www.orm346.co.jp/>
（大森建設(株)ホームページ）

期 間 令和二年六月十九日(金)から
令和二年七月二十日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和二年八月四日(火)午後五時までに問い合わせ先に郵送又はFAXにてご送付してください。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

一、開催日 七月四日(土) 峰浜地区文化交流センター「峰栄館」
（八峰町峰浜田中字野田沢二〇）十時から十二時まで

二、開催日 七月四日(土) 能代市文化会館中ホール
（能代市追分町四二二八）十五時から十七時まで

八、問い合わせ先 白神ウインド合同会社(大森建設株式会社技術営業部)
〒〇一六〇一七一 秋田県能代市河戸川字北西山四八番地一
電話〇一八五・五五・一五二五 FAX〇一八五・五五・一四七〇

秋田魁新報

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)能代山本広域風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の氏名及び住所 白神ウインド合同会社

秋田県能代市河川字北西山四八番地一

代表社員 大森建設株式会社 職務執行者 大森三四郎

二、対象事業の名称 (仮称)峰浜風力発電事業

規模 発電設備出力 約二万五千二百キロワット

(風力発電機の基数六基)

(仮称)落合風力発電事業

規模 発電設備出力 約二万九千四百キロワット

(風力発電機の基数七基)

(仮称)水沢風力発電事業

規模 発電設備出力 約一万六千八百キロワット

(風力発電機の基数四基)

(仮称)比八田・朴瀬風力発電事業

規模 発電設備出力 約三万三千六百キロワット

(風力発電機の基数八基)

種類 風力発電所設置事業

三、対象事業実施区域 秋田県能代市及び山本郡八峰町

四、関係地域の範囲 秋田県能代市及び山本郡八峰町

五、縦覧の場所・時間 能代市役所本庁舎行政情報コーナー/能

代市向能代地域センター/八峰町役場企画財政課/大森建

設(株)能代本社社屋※いずれも、土日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://www.om346.co.jp/>

(大森建設(株)ホームページ)

期 間 令和二年六月十九日(金)から

令和二年七月二十日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の

見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見

(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けて

おります意見書箱にご投函くださるか、令和二年八月四日

(火)午後五時までに問い合わせ先に郵送又はFAXにて

ご送付してください。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

一、開催日 七月四日(土) 峰浜地区文化交流センター「峰栄館」

(八峰町峰浜田中野田沢二〇) 十時から十二時まで

二、開催日 七月四日(土) 能代市文化会館中ホール

(能代市追分町四二六) 十五時から十七時まで

八、問い合わせ先 白神ウインド合同会社(大森建設株式会社

技術営業部) 〒〇一六・〇一七 秋田県能代市河川

字北西山四八番地一 電話〇一八五・五五・一五二五

FAX 〇一八五・五五・一四七〇

地方公共団体の広報及びインターネットによるお知らせ
能代市広報掲載内容
「広報のしろ」6月号

**(仮称)能代山本広域風力発電事業
環境影響評価準備書の
縦覧および説明会を行います**

白神ウインド合同会社が計画する、風力発電事業の環境影響評価準備書の縦覧や説明会を行います。

●説明会について
日時 7月4日(土)
午後3時～5時

場所 能代市文化会館
問合せ 白神ウインド合同会社(大森建設株式会社技術営業部)
〒016-0171能代市河戸川字北西山48-1
☎55・1525
FAX 55・1470

縦覧場所 市役所本庁舎行政情報コーナー/向能代地域センター/八峰町役場企画財政課/大森建設株式会社能代本社
※事業者ホームページ(<http://www.om346.co.jp/>)から七閲覧可
意見書の提出 8月4日(火)
午後5時までに縦覧場所に備える意見書箱に投函するか、問合せ先に郵送またはファクスで

令和2年度
秋田県調理師試験が
行われます

受験には学歴のほか調理の実務経験が必要です。試験や受験手続きの詳細はお問い合わせください。

日時 10月10日(土)
午後1時30分～3時30分

場所 秋田県Jビル(秋田市八橋南二丁目10-16)
申し込み 県内各保健所で配布する願書用紙に記入し、添付書類と併せて6月29日(月)～7月10日(金)の間に住所を所管する保健所へ提出。用紙は県ホームページ(<https://www.pref.akita.lg.jp/>)からもダウンロードできます。
※郵送による提出は原則できません。
問合せ 能代保健所
☎52・4333



排水設備工事責任技術者
受験者講習会・資格
認定試験が行われます

●受験者講習会
日時 9月23日(水)午前9時30分～午後3時30分

●資格認定試験
日時 10月30日(金)
午前10時～正午

※いずれも
場所 秋田市文化会館(秋田市山王七丁目3-1)
費用 6000円

申し込み 上下水道整備課に備える申込用紙に記入し、7月6日(月)～17日(金)の間に提出。申込書は秋田県下水道協会ホームページ(<http://www.gs-akita.com/>)からもダウンロードできます。
※テキストは今年度から各自で準備してください。
※新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催方法が変更となる場合があります。
問合せ 上下水道整備課
☎89・2203



クマの出没にご注意を!

クマを発見したらご連絡を/
農業振興課 ☎ 89-2183
地域局環境産業課 ☎ 73-4500

クマの出没が多くなる時期になりました。市内各所でもクマの目撃が続いています。畑や人家の周辺にも出没することがありますので十分注意してください。

山や野外での活動時には下記の点にもご注意を!

- あらかじめクマの出没情報を確認すること
- 2人以上で行動し、単独行動は慎むこと
- 周りに音を出しながら行動すること
- 子グマには決して近寄らないこと
- 生ごみや残飯は放置せず、持ち帰ること

県営芝童森住宅入居者募集

詳しくは、県山本地域振興局建設部建築課および県北秋田地域振興局建設部建築課に備える「申込のしおり」をご覧ください。

「申込のしおり」は県ホームページ (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/17601>) からダウンロードできます。

募集住宅 3DK…3戸
所在地 字寿城長根41-3
入居資格
・住宅に困っていることが明らかなこと
・世帯の所得が基準以下であること
・連帯保証人(1人)がいること など
敷金 家賃の3カ月分
申し込み 7月1日(水)～10日(金)に県北秋田地域振興局建設部建築課へ
抽選 7月13日(月)午前11時～(県北秋田地域振興局)
問合せ 県北秋田地域振興局建設部建築課
☎0186-63-2531

八峰町広報掲載内容

「広報はっぼう」6月25日号掲載 (1)

お知らせ版 HAPPO INFORMATION お知らせ版 HAPPO INFORMATION お知らせ版 HAPPO INFORMATION

月の健診申込調査において、一般健診を申込みされた方には、通知案内を送付していますので、ご確認ください。対象者 令和3年3月31日現在で19〜39歳の方
保険の種類
 八峰町国民健康保険
受診可能医療機関
 ①能代厚生医療センター
 ②ジェイコー秋田病院
検診料金 5000円(各がん検診も5000円で同時に受診可能)
受診方法 受診希望者は直接①②の医療機関へ予約してください。
 福祉保健課健康推進係 (☎76-4608)

令和2年度 集団肺がん検診について
 集団肺がん検診を下記の日程で実施することになりました。4月の健診申込調査において申込みをされた方には、7月上旬に保健衛生委員を通じて、案内通知が届きますので、ご確認ください。
【注意事項】
 ①今年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため、4月の健診申込調査で申し込まれた方のみを対象とさせていただきます。
 ②検診当日は、指定された受付時間内にお越しください。

③送迎バスを希望の方は左記までご連絡ください。

	会場	月日	受付時間 (受診人数・受付時間を制限しています)		検診内容
			午前	午後	
肺がん検診	八峰町文化ホール	7月22日(水)	9:30~10:30	1:00~2:00	肺がん検診 (胸部X線) 喀痰検査
		7月27日(月)			
	峰栄館	7月28日(火)	10:30~11:30	2:00~3:00	
		7月29日(水)			

福祉保健課健康推進係 (☎76-4608)

今年度乳幼児健診対象となる方へのお願い
 新型コロナウイルス感染症の流行により、中止・延期となっていた乳幼児健康診査は、7月より予定どおり実施します。感染予防の観点から次の点にご協力をよろしくお願いいたします。

1. 健診当日は、必ず自宅などで体温の測定をお願いいたします。※受付でお子さん・保護者の方の体温を伺います。
2. 保護者の方は必ずマスクの着用をお願いします。
3. 健診対象以外のお子さんは(こきょうだい)の来場は控えてください。
4. 2週間以内に感染拡大地域へ行かれた場合には、事前にお申し出ください。
5. 咳エチケットを守りましょう。
6. 当日体調がすぐれない場合は、後日受診していただきますので、八森保健センター(☎0185-1774050)へご連絡ください。

福祉保健課健康推進係 (☎76-4608)

医療機関で子宮がん・乳がん検診を希望の皆様へ
 令和2年度から医療機関で子宮がん・乳がん検診を

希望している方への個別通知はいたしませんので、左記医療機関での受診をお願いします。

受診可能医療機関 (能代市内)	子宮がん	乳がん	予約先
能代厚生医療センター	○	○	健診センター ☎52-3111
ジェイコー秋田病院	○	○	健康管理センター ☎52-3271
関口レディースクリニック	○	×	予約不要
たかはしレディースクリニック	○	×	
成田産婦人科医院	○	×	

福祉保健課健康推進係 (☎76-4608)

1歳6か月児・3歳児健診について
 新型コロナウイルス感染症予防のため延期となっていた1歳6か月児・3歳児健康診査を実施します。詳細については、1ページのカレンダーをご確認ください。
 この健康診査の実施は、法律に定められており、お子さんの成長・発達を確認する大切なものです。感染対策に十分配慮して実施しますので、安心してお越しください。
 福祉保健課健康推進係 (☎76-4608)

環境影響評価準備書の縦覧および説明会について
 「環境影響評価法」に基づき、(仮称)能代山本広域風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧・説明会を開催いたします。
対象事業実施区域
 能代市および山本郡八峰町
事業者名称
 白神ウインド合同会社
 (代表社員 大森建設株式会社 職務執行者 大森三四郎)
【環境影響評価準備書の縦覧】
縦覧場所 八峰町役場企画財政課/能代市役所本庁舎行政情報コーナー/能代市向能代地域センター

八峰町広報掲載内容

「広報はっぼう」6月25日号掲載 (2)

お知らせ版 HAPPO INFORMATION お知らせ版 HAPPO INFORMATION お知らせ版 HAPPO INFORMATION

／大森建設(株)能代本社
社屋 ※いずれも、土・
日・祝日を除く開庁時
電子縦覧
http://www.om346.co.jp/

縦覧期間 令和2年6月19
日(金)～7月20日(月)

意見受付締切 令和2年8
月4日(火)午後5時まで
(郵送またはFAX)

意見書提出先 縦覧場所
に備え付けの意見書箱に投
西頂くか、問合せ先に郵
送またはFAXでお送り
ください。

【環境影響評価準備書の説明会】
○八峰町説明会
日時 7月4日(土)
午前10時～正午

会場 峰栄館
○能代市説明会
日時 7月4日(土)
午後3時～午後5時

会場 能代市文化会館 中
ホール (能代市迫分町4
-26)

白神ウインド合同会社
(大森建設(株)技術営業
部) 〒016-0171
能代市河川字北西山48
-11、☎0185-5511
525、FAX 0185
-551470

あなたの大切な自筆証書
遺言を法務局が守ります
法務局では、本年7月10
日から「自筆証書遺言書保
管制度」を開始します。

遺言は、相続をめぐる紛
争を防止するために有効な
手段です。そして、自筆証
書遺言は、自書さえできれ
ば誰でも、いつでも、どこ
でも作成することができます。
手帳で自由度の高い方式で
す。しかし、遺言者が亡く
なった後、遺言の信ぴよ
う性や遺言内容をめぐって
紛争が生じたり、相続人が
遺言書の存在に気付かない
まま遺産分割を行ったりす
るリスクがあります。

その点、法務局における
自筆証書遺言書保管制度を
利用すれば、手帳で自由度
が高いという自筆証書遺言
の利点はそのままに、自筆
証書遺言が持つリスクを軽
減することができます。ま
た、遺言者が亡くなった場
合には、相続人に遺言書の
内容が確実に伝わるよう、
あらかじめ指定された相続
人に遺言書を保管している
旨を通知します。さらに、
家庭裁判所の検認が不要な
ので、スムーズに相続手続
を行えます。

詳しくは、法務省ホーム
ページ「遺言書保管制度」を
検索するか、左記にお問合せ

ください。
○秋田地方法務局能代支
局 (☎54-4111)

妊娠中の女性労働者へ配
慮をお願いします
妊娠中の女性労働者は、
新型コロナウイルス感染症
の感染のリスクが続く現状
の下で、不安をお持ちだと
考えられます。有給の特別
休暇の創設など休みやすい
環境の整備へのご協力をお
願いします。

また、新型コロナウイルス
感染症に関連した母体等
への悪影響があると医師等
が判断した場合は、休業等
の必要な措置を講じなけれ
ばなりません。

有給の特別休暇創設など
をお考えの事業主の皆様は、
無料でコンサルタントを派
遣しておりますので、左記
問合せ先へご連絡ください。

○秋田労働局雇用環境・
均等室 (☎018-86
216684)

八峰町役場(代表)	☎76-2111	総務課	☎76-4601
総務課町民サービス係	☎76-4614	防災まちづくり室	☎76-4666
企画財政課	☎76-4603	税務会計課	☎76-4604
産業振興課	☎76-4605	議会事務局	☎76-4607
福祉保健課	☎76-4608	農林振興課	☎76-4609
建設課	☎76-4610	農業委員会	☎76-4611
教育委員会(ファガス)	☎77-2816	教育委員会(幼児保育庶務係)	☎77-2728
ファガス	☎77-3700	生涯学習課(峰栄館)	☎76-2323
八森保健センター	☎77-4050	町営診療所	☎76-3813
町営診療所(埴川分院)	☎76-2075	町営歯科診療所	☎88-8210
八峰消防署	☎76-3119	八森駐在所	☎77-3110
峰浜駐在所	☎76-2110	沢目子ども園	☎76-2011
八森子ども園	☎70-4100	埴川子ども園	☎76-3323
八森小学校	☎77-2222	峰浜小学校	☎76-2468
八峰中学校	☎76-3972	子育て支援センター「あいあい」	☎74-6173
八峰町社会福祉協議会	☎77-3551	あきた白神体験センター	☎77-4455
新型コロナウイルス総合対策室	☎74-7474		

八峰町ホームページ掲載内容



はっほうちょう
八峰町
HAPPO TOWN

お問い合わせ サイトマップ

背景色 白 青 黒 文字サイズ 小 中 大 言語を選択

Google カスタム検索 検索 分野から探す 組織から探す

[トップ](#)

[町の紹介](#)

[観光情報](#)

[暮らしの便利帳](#)

[行政情報](#)

[防災](#)

[TOP > 組織 > 企画財政課](#)
[TOP > 分野 > 意見・募集, 環境・衛生, お知らせ](#)
[TOP > 属性 > お知らせ](#)

「(仮称) 能代山本広域風力発電事業環境影響評価準備書」の縦覧について

2020年6月19日

白神ウインド合同会社が秋田県八峰町および能代市において計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価準備書」を縦覧いたします。

詳細については[こちら](#)をご覧ください。

縦覧期間
令和2年6月19日(金)～令和2年7月20日(月)

意見募集期間
令和2年6月19日(金)～令和2年8月4日(火)

お問い合わせ
企画財政課
企画係
電話：0185-76-4603 E-Mail：kikaku@town.happou.akita.jp

[戻る](#)

[→リンク](#) [→サイトマップ](#) [→お問い合わせ](#)



大森建設(株)ホームページ掲載内容 (1)


[事務所・拠点一覧](#)
[最新情報](#)
[採用情報](#)
[お問い合わせ](#)

トップページ TOPPAGE	ごあいさつ MESSAGE	大森グループとは COMPANY	採用情報 RECRUIT	お問い合わせ CONTACT
お知らせ				

2020年06月19日

「(仮称)能代山本広域風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧・説明会のお知らせ(白神ウインド合同会社)

[戻る](#) [カテゴリ](#)

最新情報 17

[> お知らせ](#) 17

「(仮称)能代山本広域風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧・説明会のお知らせ

令和2年6月19日
白神ウインド合同会社

白神ウインド合同会社は、環境影響評価法に基づき「(仮称)能代山本広域風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧・説明会を開催致します。

なお、6月19日(金)から準備書の縦覧を行うとともに、7月4日(土)に八峰町・能代市において説明会を開催致します。

【縦覧の概要】

- 事業者名称
白神ウインド合同会社
代表社員 大森建設株式会社 職務執行者 大森 三四郎
- 対象事業の種類、規模
風力発電所、出力105,000kW
- 対象事業実施区域
能代市及び山本郡八峰町
- 縦覧の場所
能代市役所本庁舎 行政情報コーナー
能代市向能代地域センター
八峰町役場 企画財政課
大森建設株式会社 能代本社 社屋

大森建設(株)ホームページ掲載内容(2)

5.電子縦覧

大森建設株式会社ホームページ、お知らせ欄

<https://www.om346.co.jp/>

※本ページ・末尾

6.縦覧の期間・時間

令和2年6月19日(金)～令和2年7月20日(月)

午前9時～午後5時

※閉庁時、休業時を除きます。

※電子縦覧は最終日午後5時までとします。

【意見書の提出】

準備書についてご意見をお持ちの方は、
縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、
問い合わせ先に郵送又はFAXでご送付ください。

1.記載事項

ご住所・ご氏名、ご意見
(ご意見の理由を含めて、日本語で記載して下さい)

2.提出期限

令和2年8月4日(火)午後5時到着分まで

3.ご意見記入用紙はこちらです。

pdf版 ご意見記入用紙(iken.pdf)  (pdfファイルサイズ:約9.4KB)

word版 ご意見記入用紙(iken.docx)(docxファイルサイズ:約28.3KB)

【環境影響評価準備書の説明会】

(説明会への参加にあたっては、事前の申込は不要です。)

1.八峰町説明会

日時:令和2年7月4日(土)午前10時より

場所:峰浜地区文化交流センター 峰栄館

八峰町峰浜田中字野田沢20-1

2.能代市説明会

日時:令和2年7月4日(土)午後3時より

場所:能代市文化会館 中ホール

能代市追分町4-26

【問い合わせ先】

白神ウインド合同会社

(大森建設株式会社 技術営業部)

〒016-0171 能代市河戸川字北西山48-1

電話(0185)55-1525 FAX(0185)55-1470

大森建設(株)ホームページ掲載内容 (3)

【準備書の電子縦覧】(仮称)能代山本広域風力発電事業 環境影響評価準備書

ご注意

Internet Explorerをご使用の方は、

右クリック-対象をファイルに保存(A)でダウンロードしてから、

AcrobatReader等で閲覧下さい。

ファイルサイズが大きいため、スマートフォン・タブレットなどの携帯端末で

ダウンロードを行うと、通信料が発生する場合がありますのでご注意下さい。

《本編》

・表紙・目次・第1章～第3章

01_hyoushi-No03.pdf  (PDFファイルサイズ:約41.6MB 261ページ)

・第4章～第9章

02_No04-No09.pdf  (PDFファイルサイズ:約27.9MB 201ページ)

・第10章10.1.1～第10章10.1.3

03_No1011-No1013.pdf  (PDFファイルサイズ:約29.6MB 278ページ)

・第10章10.1.4 その1

04_No1014(1).pdf  (PDFファイルサイズ:約59.2MB 336ページ)

・第10章10.1.4 その2

05_No1014(2).pdf  (PDFファイルサイズ:約79.3MB 337ページ)

・第10章10.1.5～第10章10.4

06_No1015-No104.pdf  (PDFファイルサイズ:約39.4MB 461ページ)

・第11章・第12章

07_No11-No12.pdf  (PDFファイルサイズ:約7.0MB 44ページ)

《別冊》

・資料編

99_shiryo.pdf  (PDFファイルサイズ:約38.1MB 544ページ)

《要約書》

99_youyaku.pdf  (PDFファイルサイズ:約9.7MB 110ページ)

《ご意見記入用紙》

pdf版 ご意見記入用紙(iken.pdf)  (pdfファイルサイズ:約9.4KB)

word版 ご意見記入用紙(iken.docx)(docxファイルサイズ:約28.3KB)

環境影響評価準備書」縦覧のお知らせ

「(仮称) 能代山本広域風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下「準備書」という)を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

なお、準備書のコピーやカメラ等での撮影はご遠慮ください。

1. 縦覧期間

令和2年6月19日(金)～令和2年7月20日(月)

(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの「ご意見記入用紙」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送又はFAXでお送りください。

○受付期間 令和2年6月19日(金)～令和2年8月4日(火)午後5時まで

○送付先(郵送又はFAXの場合)

〒016-0171 能代市河戸川字北西山48-1

FAX (0185) 55-2288

白神ウインド合同会社(大森建設株式会社 技術営業部内)

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②意見書の提出の対象である準備書の名称(例:能代山本広域)

③準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※準備書及び要約書は下記URLでも公表しています。

<http://www.om346.co.jp/> (大森建設(株)ホームページ)

以上

